

第2次瑞穂町環境基本計画

一 改 訂 版 一

「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」を目指して



令和7年3月

瑞 穂 町

目 次

	(頁)
第1章 基本的事項	1
1 計画の基本的事項	2
(1) 策定の背景	2
(2) 計画の目的	2
(3) 計画の位置づけ	3
(4) 計画の主体	3
(5) 計画の期間	4
(6) 計画の対象区域	4
(7) 計画の対象とする範囲	5
2 環境に関連する社会的動向	6
(1) 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題	6
(2) 国連の持続可能な開発目標（SDGs〔エス・ディ・ジーズ〕）	8
3 瑞穂町の概況	9
(1) 位置、地勢	9
(2) 人 口	9
(3) 産 業	11
(4) 土地利用	12
(5) 交 通	12
(6) 瑞穂町の環境に対する町民の満足度	13
4 第2次計画の進捗状況	15
(1) 第2次計画の進捗状況の公表、見直しの実施状況	15
(2) 町の施策の実施状況	15
第2章 基本目標と望ましい環境像	19
1 基本目標と望ましい環境像	20
2 望ましい環境像と環境目標	21
第3章 望ましい環境像を実現するための取組	25
1 望ましい環境像の実現に向けた基本方針	26
(1) 16の基本方針	26
(2) つなげる環境づくり～取組を展開していくために	27
環境像① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち	28
基本方針1 温室効果ガスの排出抑制のために	29
基本方針2 気候変動への適応をすすめるために	31

基本方針 3	ごみを減らし、環境負荷の少ない暮らしのために	32
基本方針 4	資源の効率的な利用のために	34
環境像②	狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、 人と自然が共生するまち	35
基本方針 5	豊かな緑を守り、育てていくために	36
基本方針 6	多様な生き物を守り、育てていくために	37
基本方針 7	水辺を守り、育てていくために	39
環境像③	きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮ら すことのできるまち	40
基本方針 8	きれいな空気を守っていくために	41
基本方針 9	きれいな水を守っていくために	42
基本方針 10	不快な騒音や振動をなくしていくために	43
基本方針 11	清らかな土地を守っていくために	44
基本方針 12	様々な公害を防いでいくために	45
環境像④	歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち	46
基本方針 13	快適で美しいみずほを創っていくために	47
基本方針 14	魅力ある温かいみずほを創っていくために	48
環境像⑤	みんなで考え、みんなで行動するまち	49
基本方針 15	みんなで学び、協力していくために	50
基本方針 16	連携・協働による取組を広げていくために	51
第4章	重点プロジェクト	53
1	重点プロジェクトの位置づけ	54
2	重点プロジェクト	55
	(1) 狭山丘陵をはじめとする自然環境との共生の取組	55
	(2) 緩和策と適応策を両輪とする地球温暖化対策の推進	55
	(3) 協働による環境保全活動のための基盤づくり	56
第5章	環境配慮行動・指針	57
1	環境配慮行動・指針の位置づけ	58
2	町民の環境配慮行動	58
	(1) 居間や各部屋で	58
	(2) 洗面所・風呂場で	59
	(3) 掃除・洗濯	59
	(4) 台所で	59
	(5) ごみ出し	60
	(6) 外出	61

(7) 買い物	61
(8) 取り入れる	62
(9) 自然や生き物とふれあう	62
(10) 学ぶ、参加・協力する	63
(11) その他	63
3 事業者の環境配慮行動	64
(1) 共通の項目	64
(2) 農業	67
(3) 建設業	67
(4) 製造・流通・サービス業	67
第6章 計画の推進体制と進行管理	69
1 計画の推進体制	70
(1) 計画の推進体制	70
(2) 環境配慮行動の推進（町、町民及び事業者それぞれの推進）	71
(3) 事業者、地域、民間団体のネットワーク化	71
(4) 国、東京都、周辺自治体などとの協力体制づくり	71
(5) 年次報告と財政上の措置	71
2 計画の進行管理	72
(1) 町の施策の実施状況の把握	72
(2) 町民・事業者の取組状況の把握	72
(3) 計画の進捗状況の公表、見直し	72
巻末資料	73
資料1 瑞穂町環境基本条例および施行規則	74
資料2 策定経過	81
資料3 用語解説集	83

第 1 章 基本的事項

この章では、第 2 次瑞穂町環境基本計画の基本的事項（計画の背景、目的、構成、計画期間など）を示しています。

1 計画の基本的事項

(1) 策定の背景

瑞穂町は、古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、狭山丘陵をはじめとした緑豊かな自然環境を保ちつつ発展を続けてきました。

町では、平成19年4月に町、町民、事業者の責務等について定めた「瑞穂町環境基本条例」（以下「環境基本条例」といいます。）を施行しました。平成21年3月に「瑞穂町環境基本計画」を策定、平成26年度に中間的見直しを行い「瑞穂町環境基本計画（改訂版）」（以下「第1次計画」といいます。）を策定し、瑞穂町の環境保全等に資する施策の総合的な推進をはかってきました。

豊かで便利な生活を享受する一方で、温室効果ガスの排出による地球の温暖化による影響から地域環境の悪化も懸念されています。

こうしたことから、平成30年度に第1次計画の再評価を踏まえ、国や都道府県の政策、社会等の情勢に応じた、「第2次瑞穂町環境基本計画」（以下「第2次計画」といいます。）を策定しました。この度、本計画が中間年を迎えたので、環境問題や社会情勢等の変化を踏まえ、改訂を行いました。

(2) 計画の目的

瑞穂町環境基本計画は、環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」といいます。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかることを目的とします。

●瑞穂町環境基本条例の基本理念

（基本理念）

第3条 環境の保全等は、町民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

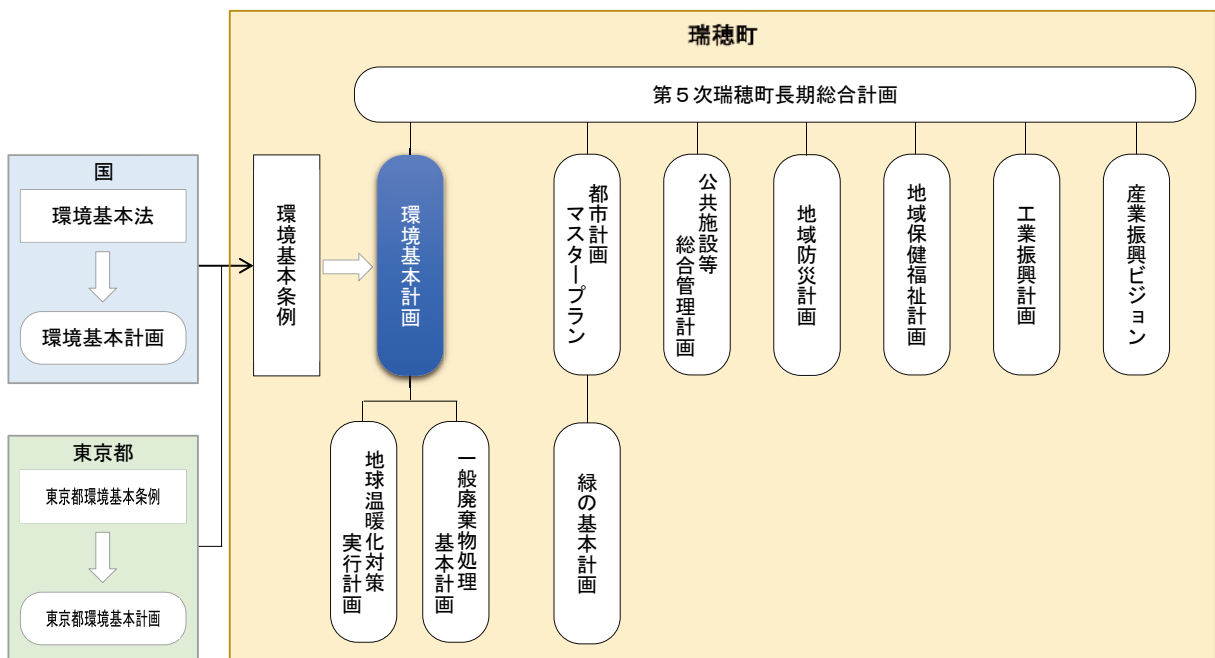
(3) 計画の位置づけ

第2次計画は、環境基本条例に基づいて策定し、「第5次瑞穂町長期総合計画」(令和3年3月)を上位計画とした環境分野の基本計画(マスタープラン)として位置づけるものとします。

このため、町のすべての個別計画・行政施策の策定にあたっては、環境基本計画の趣旨を尊重し、環境への配慮を織り込むこととします。

また、環境保全等に関する個別計画に基づく施策の策定・推進にあたっては、個別計画に基づく進行管理との連携をはかっていきます。

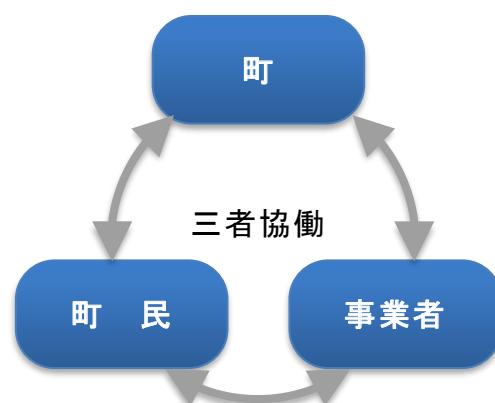
● 計画の位置づけ



(4) 計画の主体

瑞穂町環境基本計画を推進する主体は、町、町民及び事業者とします。

これら3者は、環境基本条例に規定するそれぞれの責務を踏まえ、環境保全等の目標を達成するために取組をすすめていくこととします。



(5) 計画の期間

第2次計画の期間は、令和元（2019）年度から令和12（2030）年度までの12年間とし、社会状況の変化や計画の進捗状況を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

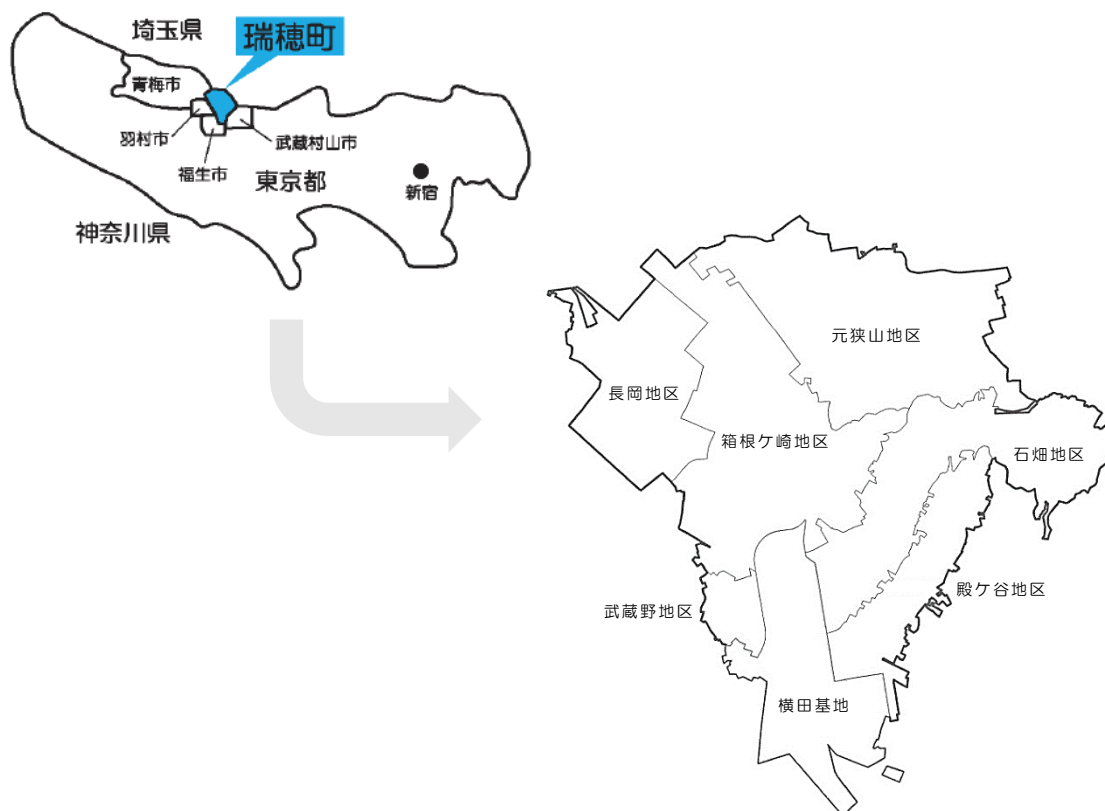
● 計画期間

H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
					中間見直し																
第1次瑞穂町環境基本計画										開始年度					中間見直し						最終年度
										第2次瑞穂町環境基本計画											

(6) 計画の対象区域

瑞穂町環境基本計画の対象区域は、瑞穂町の行政区域全体とします。

● 瑞穂町の位置



(7) 計画の対象とする範囲

瑞穂町環境基本計画は、環境基本条例の理念に基づき、すべての人々の協力のもと、豊かな環境を保全し創出するとともに、人と自然との共生をめざし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちをつくりあげていくことを念頭に、以下の5つの環境に係る視点から検討していきます。

環境項目については限定的なものではなく、新たな項目を立てる必要が生じた場合には適宜、対応していくこととします。

● 計画の対象とする範囲

環境に係る視点	環境項目
地球環境	地球温暖化／地球環境問題／ごみ減量／資源化／エネルギー／気候変動
自然環境	緑／生物／水辺／自然とのふれあい／生物多様性／自然と共生する歴史・文化
生活環境	大気／水環境／騒音・振動／土壌・地下水／その他
快適環境	景観／快適性／安心・安全
参加協働	参加協働／環境教育・環境学習／自主的な環境配慮行動

2 環境に関連する社会的動向

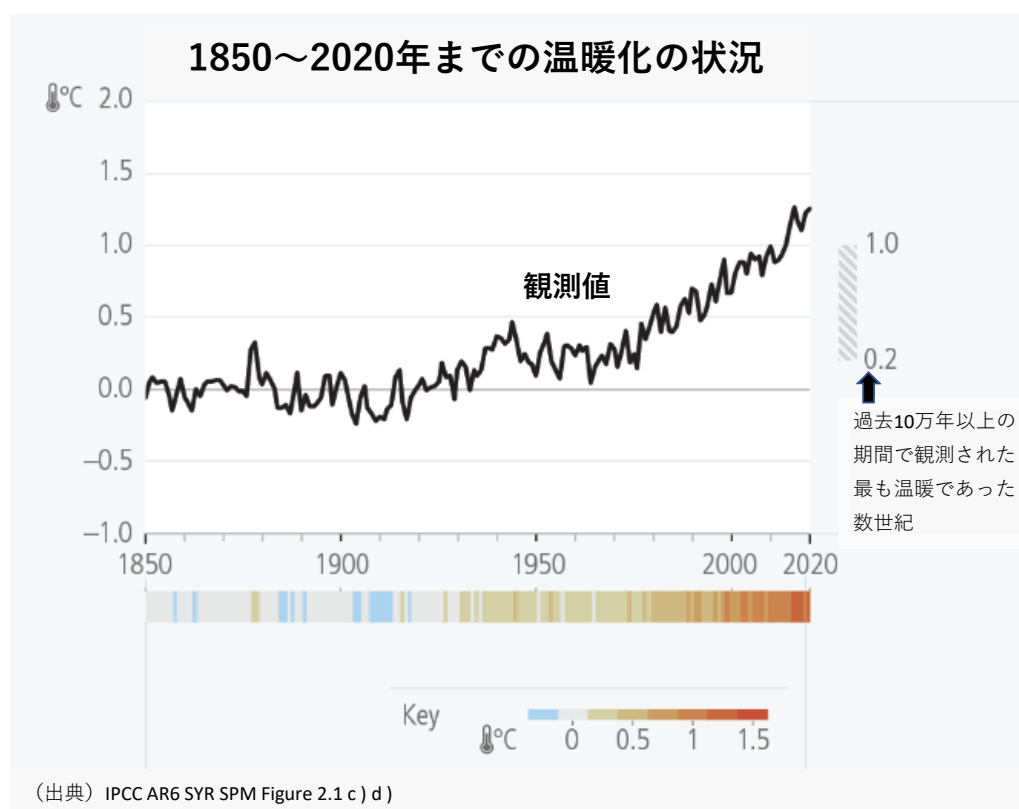
(1) 地球温暖化の進行に伴う気候変動問題

① 地球温暖化の将来予測

世界の平均気温は上昇し続けており、近い将来、食糧危機や多くの種の絶滅が懸念される等、気候変動は人類をはじめ全ての生命にとって重大な脅威となっています。

国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、気候変動に関する最新の科学的知見を総括した文書である「第6次評価報告書統合報告書」を令和5年3月に公表しました。

第6次評価報告書では、世界の平均気温は産業革命前と比べてすでに約1.1℃上昇しており、人間の活動の影響が大気、海洋、及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がない、と指摘しています。さらに、世界平均気温のシミュレーションでは化石燃料依存型の発展を続け、気候政策を導入しない場合、21世紀末までに3.3～5.7℃も気温が上昇すると予測されています。



気候変動に関連すると考えられる干ばつ、洪水、嵐等の災害は、1980年代に比べ2000年代に入ってから増加しています。極端な異常気象、海面上昇による島しょ諸国沿岸の浸水、深刻な干ばつによる食料不足と難

民の発生、ジカ熱等の感染症の世界的な拡大等、21世紀に入って毎年のように世界各地で気候変動に関連すると思われる事象が発生しています。

●地球温暖化による気候変動リスク



出典：環境省「地球温暖化パネル」

② 東京の気候変動

日本の年平均気温は1898年～2023年で100年あたり約1.35℃の割合で上昇しています。東京では、ヒートアイランド現象の影響もあり、100年あたり約2.5℃上昇し、1時間降水量50mm以上の「短時間強雨」が増加傾向にあります。瑞穂町の近隣（アメダス観測地点〔青梅〕）では、平成30年7月に同地点での観測史上最も高い40.8℃を記録しました。

「地球温暖化予測情報第9巻」（平成29年3月、気象庁）の温室効果ガス濃度が最も多くなるシナリオによると、東京の年平均気温は100年後に約4℃上昇すると予測されています（現在の鹿児島県種子島辺りの気温に相当）。また、35℃以上の猛暑日が100年後に約40日増加、1時間50mm以上の短時間強雨の回数が現在より2倍以上になると予測されています。

このまま地球温暖化による気候変動が進行すると、町においても、暑熱環境の悪化、豪雨や台風などに伴う風水害、熱中症や感染症の増加など、人の健康や生活環境などへの影響が懸念されます。

③ 気候変動対策に対する国際的な取組

平成27年12月の「気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）」で採択されたパリ協定は、平成28年11月4日に発効されました。この協定は、産業革命以降の世界平均気温上昇を2℃以内に、できれば1.5℃以内に抑え、今世紀末までに排出と削減が同程度になることを目指し、条約加盟国の全てが温室効果ガス削減に向けて各国の目標を提出した公平かつ実効的な枠組みで、「低炭素社会」に向けた転換点となるものです。

（2）国連の持続可能な開発目標（SDGs〔エス・ディ・ジーズ〕）

平成27年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、令和12（2030）年までの国際社会共通の目標として、「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この採択は、世界が持続可能な発展を目指し、人間活動に伴い引き起こされる諸問題を喫緊の課題として認識し、国際社会全体で解決に取り組んで行くことを決意した画期的な合意です。

平成28年1月にスタートしたSDGsは、17の目標とそれらに付随する169のターゲットから構成され、持続可能な開発の3本柱とされる経済・社会・環境の課題全てに幅広く対応し、調和させることを目指しています。

なお、「東京都環境基本計画2022」（令和4年9月）では、SDGsについて、「環境」が全ての土台となり、その上に「社会」「経済」が成り立っていて、それぞれの目標が関連しており、一つの課題解決の行動により複数の課題解決を目指す必要がある、と言及しています。

●持続可能な開発目標（SDGs）における17の目標



出典：国際連合広報センターホームページ

3 瑞穂町の概況

(1) 位置、地勢

瑞穂町は、東京都の北西に位置し、東西約 5.8 km、南北約 6.1 km の逆三角形の町域を有し、面積は約 16.85 km² あります。地質は古多摩川の扇状地で、東部から中心部に向かって存在する自然豊かな狭山丘陵が北側の荒川流域と南側の多摩川流域の分水嶺になっています。

近隣に接している自治体として、東には武蔵村山市と埼玉県所沢市、西には青梅市と羽村市、南には福生市、北には埼玉県入間市があります。また、南には、在日米軍および航空自衛隊が移駐する横田基地が広がっています。

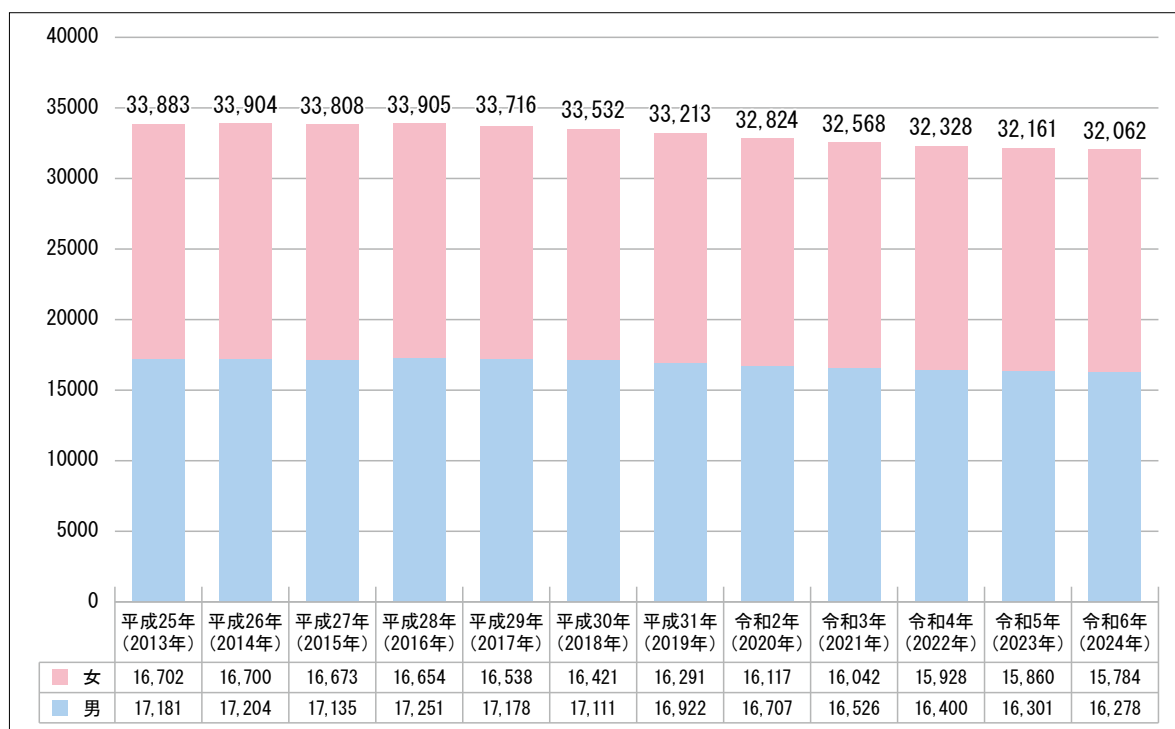
(2) 人 口

瑞穂町の令和 6 年 9 月 1 日現在の人口（住民基本台帳）は、総人口が 32,074 人（男性 16,308 人、女性 15,766 人）であり、年少人口（0 歳～14 歳）が 3,271 人（10.2%）、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 19,164 人（59.7%）、老年人口（65 歳以上）が 9,639 人（30.1%）となっています。また、一般世帯数 15,503 世帯となっています。

※ 産業別就業人口は、第 1 次産業就業者が 277 人、第 2 次産業就業者 4,647 人、第 3 次産業就業者が 10,089 人となっています。

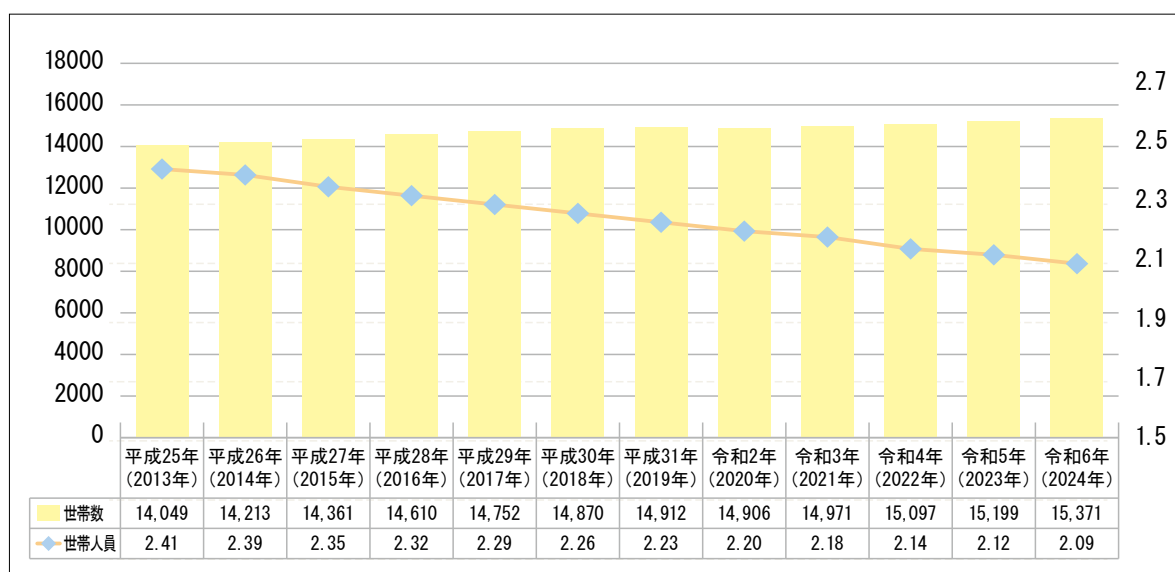
※ 就業人口は、総務省「令和 2 年 国勢調査」の数値

●瑞穂町の総人口（各年1月1日）



出典：「瑞穂町の人口と世帯数の履歴」町 HP より

●瑞穂町の世帯（各年1月1日）

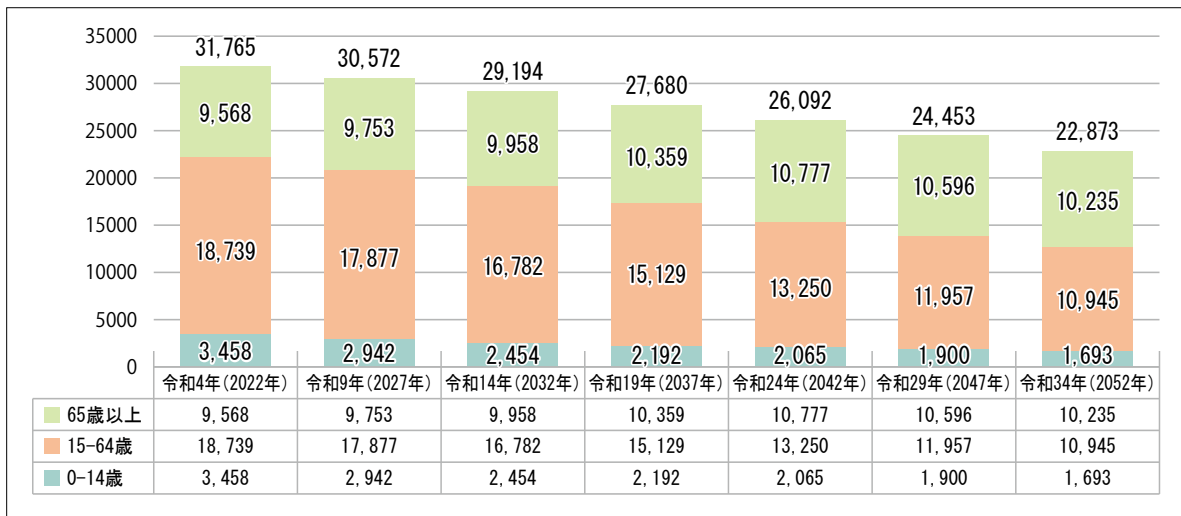


出典：「瑞穂町の人口と世帯数の履歴」町 HP より

瑞穂町の人口は、令和2年に33,000人を割り込み、徐々に減少傾向にあります。また、世帯数は増えているものの、世帯人員が減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所は、令和2年（2020年）国勢調査の確定数を出発点とする新たな全国将来推計を行い、令和5年4月に公表されました。瑞穂町の人口は、令和14年（2032年）29,194人、令和24年（2042年）では、26,092人と推計されています。

●国立社会保障・人口問題研究所推計における瑞穂町の将来人口



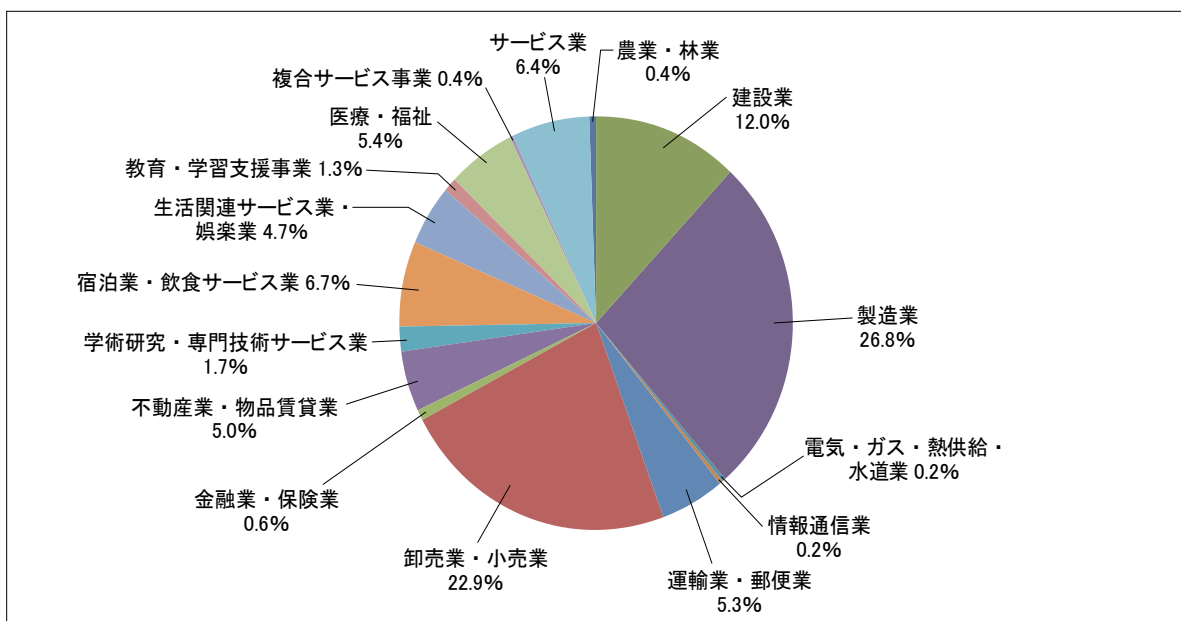
出典：「国立社会保障・人口問題研究所」HP より

(3) 産 業

「令和3年経済センサス-活動調査報告」によると、令和3年6月1日現在、瑞穂町の事業所数は1,572事業所、事業従業者数19,890人となり、減少傾向にあります。

事業所数は、製造業（422事業所）、卸売・小売業（360事業所）、建設業（189事業所）の順となっています。従業員数は、製造業（7,405人）、卸売業・小売業（3,730人）、運輸業・郵便業（2,158人）の順で多くなっています。

●瑞穂町の業種別事業所割合（令和3年）



出典：令和3年経済センサス・活動調査報告（産業横断的集計）

(4) 土地利用

令和4年の瑞穂町の都市計画区域の総面積は1,683.8haであり、このうち宅地が537.0haで31.9%、その他が572.5haで34.0%（うち横田基地が210.1haで12.5%）、農用地が257.1haで15.3%を占めています。

宅地は、平成29年の533.5ha（31.7%）から令和4年には537.0ha（31.9%）となっており、若干増加傾向にあります。

農用地は、平成29年の268.3ha（15.9%）から令和4年には257.1ha（15.3%）となっており、減少傾向にあります。

林野は、平成29年の330.4ha（19.6%）から令和4年には317.2ha（18.8%）となっており、減少傾向にあります。

その他は、公園・河川・道路・国有地などです。

(5) 交通

瑞穂町の車両交通は、青梅街道（都道5号新宿青梅線）と東京環状（国道16号）が箱根ヶ崎で交差しているほか、青梅街道のバイパス路線である新青梅街道（都道5号新宿青梅線）の終点となっており、首都圏の道路交通上、重要な位置を占めています。

鉄道は、八王子と高崎を結ぶJR八高線が通っており、箱根ヶ崎駅1駅が存在します。八高線は平成8年に八王子－高麗川間が電化され、現在では川越－八王子間を直通運転しています。平成17年3月には、箱根ヶ崎駅が新駅舎として完成しました。

バス路線は、都営バス、立川バス、西武バスが運行しており、箱根ヶ崎駅を中心に入間、小平、福生、昭島、羽村、立川方面を結ぶ路線が発着しています。なお、町内には、誰でも利用できるコミュニティバスが運行しています。

また、コミュニティバスではカバーできない交通不便地域の解消及び高齢者の外出促進、免許返納に寄与するため、令和6年10月からデマンド交通の実証実験運行を開始しました。

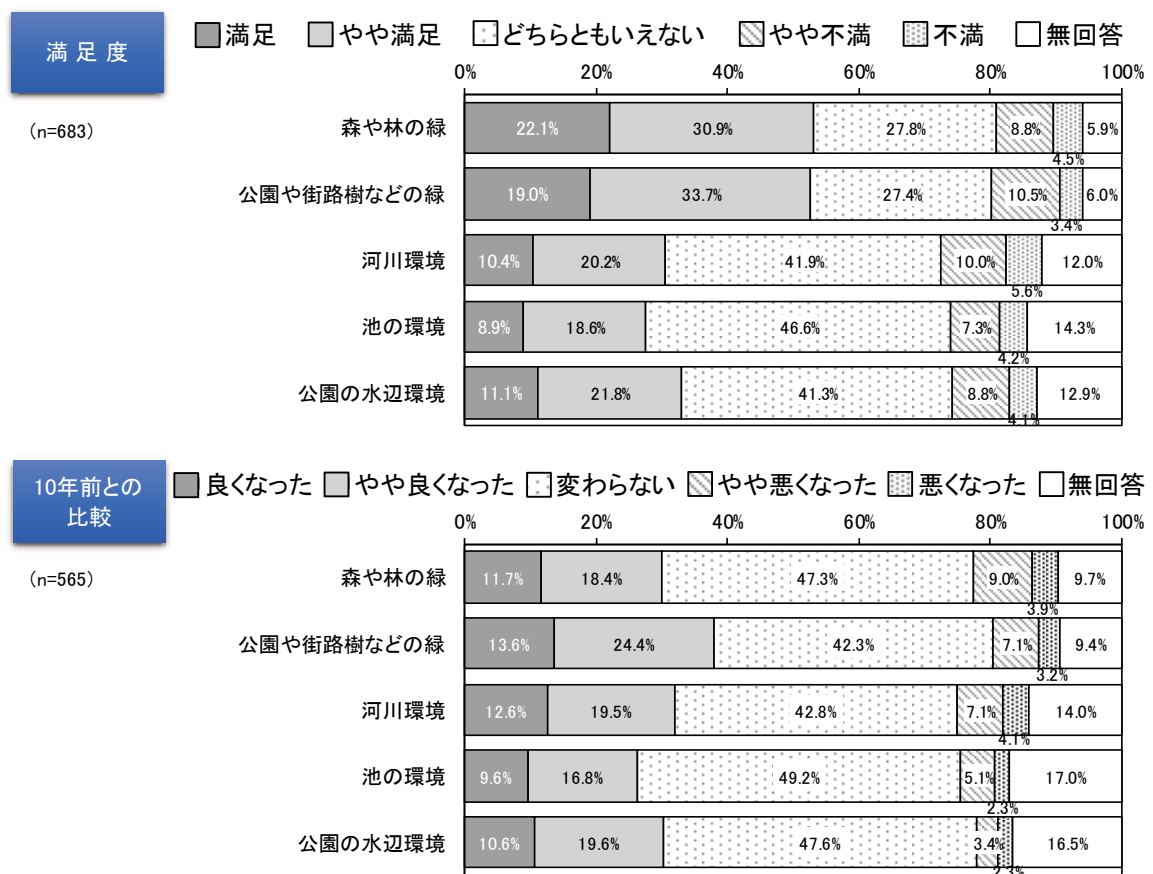
(6) 瑞穂町の環境に対する町民の満足度

平成30年8月に「環境に関する意識調査」※を実施し、町民による「家の周りの緑・水辺」と「生活環境」について、現在の満足度と第1次計画策定当時（10年前）からの満足度の変化を調べました。

町民：18歳以上の町内居住者（「住民基本台帳」を基にした無作為抽出）を対象（配布数2,000件、回収数683件、回収率34.2%）。

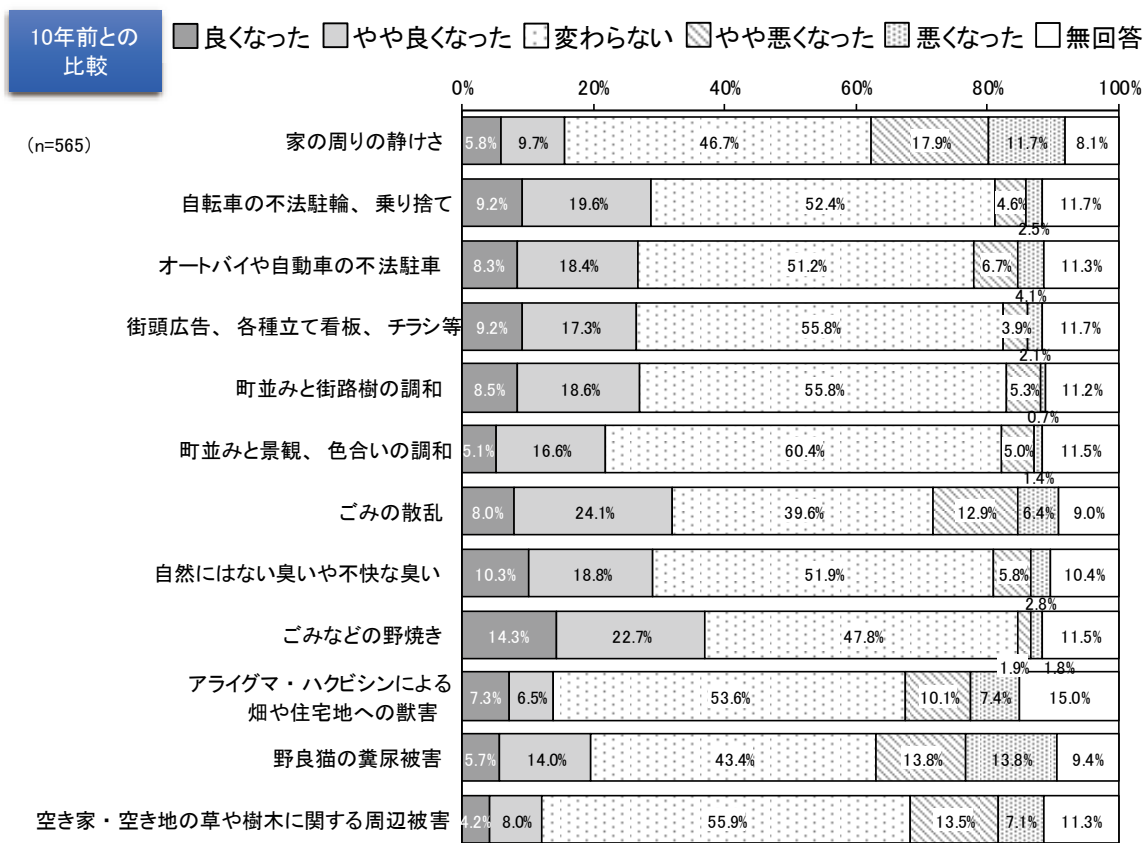
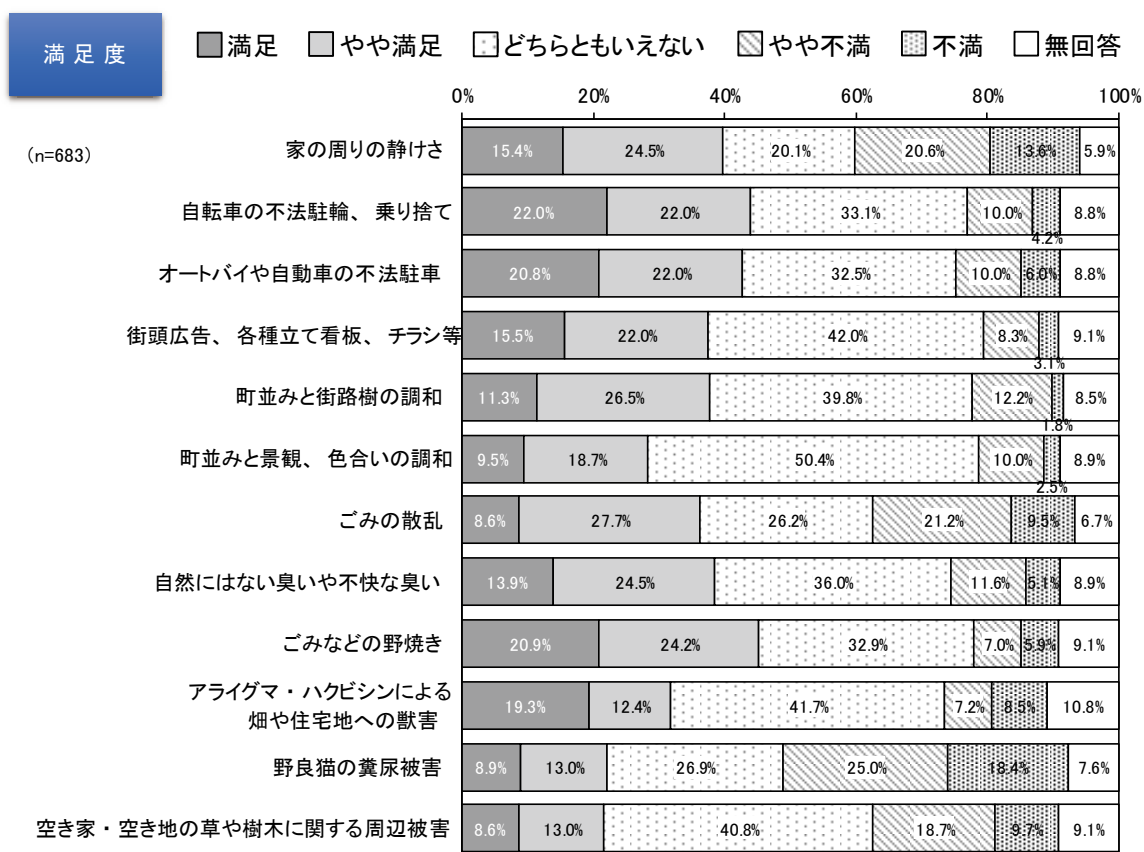
「家の周りの緑・水辺」について「満足」「やや満足」を合わせた値が50%を超えたのは、「森や林の緑」「公園や街路樹などの緑」でした。また、「10年前との比較」について「良くなった」が最も高かったのは「公園や街路樹などの緑」で、「河川環境」「森や林の緑」の順でした。

●家の周りの緑・水辺に対する満足度



「生活環境」について「満足」「やや満足」を合わせた値が50%を超えた項目はありませんでした。また、10年前との比較について「良くなった」が最も高かったのは「ごみなどの野焼き」で、「自然にはない臭いや不快な臭い」「自転車の不法駐輪、乗り捨て」「街頭広告、各種立て看板、チラシ等」の順でした。

●生活環境に対する満足度



4 第2次計画の進捗状況

(1) 第2次計画の進捗状況の公表、見直しの実施状況

第2次計画の進捗状況及び施策の実施状況については、毎年、環境審議会へ報告するとともに、町ホームページで町民・事業者公表しています。また、環境審議会からの意見を参考に、取組について改善をはかってきました。

(2) 町の施策の実施状況

第2次計画では、町の施策について5つの望ましい環境像について定め、町の取り組みから18項目の環境目標・指標を設定し、令和10年度までの達成を目指すこととしました。ここでは、令和5年度時点での指標の実績値について評価を行った結果を示します。

●第2次計画の目標と実績値

【評価の凡例】 ◎：目標値を既に達成したもの
 ↑：進捗しているもの
 →：進捗が見られないもの
 ↓：後退の傾向にあるもの
 —：指標がないため評価対象外

1 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち

取組方針	指標	基準年 (H30年度)	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R10年度)	評価
(1) 「第三次瑞穂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	3,283,204 Kg-CO ₂	2,597,708 Kg-CO ₂	2,129,545 Kg-CO ₂	↑
(2) 公共施設の建設にあたっては、自動照明設備の設置や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組みます。		—	—	—	—
(3) 道路照明灯や防犯灯のLED化を進めていきます。	道路照明灯のLED化率 (%)	42%	85%	100%	↑
	防犯灯のLED化率 (%)	54.9%	100%	90%	◎
(4) 公用車の更新時には、ハイブリッド車や電気自動車などの特定低公害車へ転換していきます。	特定低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車）の導入率 (%)	10.45%	18.99%	30.0%	↑

(5) ごみの減量を推進し、町民1人1日当たりのごみの排出量を減少していきます。	ごみの排出量 (g)	946 g	867 g	822 g	↑
(6) 不法投棄禁止看板の設置や土地所有者への配布、環境パトロールによる巡回監視を行い、不法投棄の防止に努めていきます。	不法投棄物の量 (kg)	5,861 kg	4,612 kg	5,100 kg	◎
(7) 資源の再利用を進めていきます。	総資源化率 (%)	31.3%	30.2%	39.0%	↓

2 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち

取組方針	指標	基準年 (H30年度)	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R10年度)	評価
(1) 市街地の貴重な緑を保全するため、保存樹木や保存樹林地の指定、助成を継続します。	保存樹木数 (本) ※累計	33本	30本	40本	↓
(2) 公園などの拡充やポケットパークを整備します。	都市公園などの管理面積 (㎡) ※累計	180,698.02㎡	182,156.10㎡	209,100㎡	↑
(3) 生垣助成制度を町民が積極的に活用できるよう情報提供を行います。	助成に基づく生垣の総延長 (m) ※累計	808.7m	828m	1,000m	↑
(4) 外来種や生態系を乱す恐れのある動植物についての情報を提供していくとともに、外来種の捕獲・駆除を継続して行い、自然の生態系回復を図ることの重要性を啓発していきます。		—	—	—	—
(5) 毎年、残堀川の水生物調査を実施し、調査結果を情報提供していきます。		—	—	—	—

3 きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮らすことのできるまち

取組方針	指標	基準年 (H30年度)	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R10年度)	評価
(1) 大気環境調査を実施し、環境基準を超過することなく、良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。	環境基準値	環境基準値 以内	オキシダント項目で一時的に環境基準値を超過した時間帯がありました。	環境基準値の維持	↓
(2) 公共下水道の普及を推進し、整備済み区域では、下水道への接続を促進します。	下水道普及率 (%)	97.8%	98.2%	100%	↑

(3) 水質環境調査を実施し、環境基準を超過することなく、良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。	環境基準値	一部項目で環境基準値超過	一部項目で環境基準値超過	環境基準値の達成	→
---	-------	--------------	--------------	----------	---

4 歴史と文化を大切に、みんなが快適に暮らせるまち

取組方針	指標	基準年 (H30年度)	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R10年度)	評価
(1) 全町一斉清掃の継続実施により、町の美化を図っていくとともに、町民の美化意識の高揚を図ります。	参加人数（人）	5,398人	3,452人	6,000人	↓

5 みんなで考え、みんなで行動するまち

取組方針	指標	基準年 (H30年度)	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R10年度)	評価
(1) 広報みずほやホームページなどにより、環境に関する様々な情報を提供していきます		—	—	—	—
(2) 自然環境をテーマにした啓発事業、企画展や講演会など町民の自然環境学習に触れる機会を提供していきます。		—	—	—	—

第2次計画に基づく指標の実績値の評価結果（令和5年度時点）は、各項目で改善または達成が見られました。

一方で、「ごみの総資源化率」「保存樹木数」「大気環境調査」「全町一斉清掃の参加人数」などの指標について課題が見られました。

第1章
計画の基本的事項

第2章
基本目標と望ましい環境像

第3章
望ましい環境像を実現するための取組

第4章
重点プロジェクト

第5章
環境配慮行動・指針

第6章
計画の推進体制と進化管理

第 2 章 基本目標と望ましい環境像

この章では、第 2 次計画の基本目標と望ましい環境像、環境目標を示しています。

1 基本目標と望ましい環境像

第2次計画では、環境基本条例を踏まえて基本目標として、「自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ」を掲げ、基本目標を具体化していくため、5つの望ましい環境像を設定します。

＜基本目標＞

自然とふれあい、安心して暮らせるまち みずほ

＜望ましい環境像＞

- ① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち
- ② 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち
- ③ きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮らすことのできるまち
- ④ 歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち
- ⑤ みんなで考え、みんなで行動するまち

2 望ましい環境像と環境目標

5つの望ましい環境像について、令和5年度までの環境施策の進捗状況を踏まえつつ、町の個別計画との整合性を図り、令和12（2030）年度を目標年度とする環境目標を掲げます。

望ましい環境像①

地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち

気候変動の原因とされる地球温暖化への対応として、地域での省エネルギーや再生可能エネルギーへの転換、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組が浸透する低炭素社会・循環型社会を目指します。同時に、気候変動の深刻化に伴う地域への影響に向き合い、被害を回避・軽減していく“適応策”の視点を取り入れていくことで、次の世代を見据えた町民の健康・安全、暮らしの基盤を確保していきます。

<環境目標>

取組方針	指標	基準年 (R5年度)	目標 (R12年度)
(1) 「第三次瑞穂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務・事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。	温室効果ガス排出量 (kg-CO ₂)	2,597,708 Kg-CO ₂	1,905,000 Kg-CO ₂
(2) 公共施設の建設や改修工事にあたっては、自動照明設備の設置や太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組めます。		継続して導入に取り組んでいきます。	
(3) 道路照明灯のLED化を進めていきます。	道路照明灯のLED化率(%)	85%	100%
(4) 公用車の更新時には、ハイブリッド車や電気自動車などの特定低公害車へ転換していきます。	特定低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車）の導入率(%)	18.99%	30%
(5) ごみの減量を推進し、町民1人1日当たりのごみの排出量を削減していきます。	町民1人1日当たりのごみの排出量(g)	867g	962g※

※瑞穂町一般廃棄物処理基本計画（令和3年度策定）の推計値に基づく

(6) 不法投棄禁止看板の設置や土地所有者への配布、環境パトロールによる巡回監視を行い、不法投棄の防止に努めていきます。	不法投棄物の量 (k g)	4,612 k g	5,000 k g
(7) 資源の再利用を進めています。	総資源化率 (%)	30.2%	35.9%

望ましい環境像②

狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち

狭山丘陵をはじめとした緑豊かな自然環境は、次世代や後世に継承すべき町民共有の財産といえます。自然の恵みを活用し、地域の活性化につなげていく自然共生社会の実現を目指します。

＜環境目標＞

取組方針	指標	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R12年度)
(1) 市街地の貴重な緑を保全するため、保存樹木や保存樹林地の指定、助成を継続します。	保存樹木数 (本) ※累計	30本	40本
(2) 公園などの拡充やポケットパークを整備します。	都市公園などの管理面積 (㎡) ※累計	182,156.10㎡	191,000㎡
(3) 生垣助成制度を町民が積極的に活用できるよう情報提供を行います。	助成に基づく生垣の総延長 (m) ※累計	828m	1,000m
(4) 外来種や生態系を乱す恐れのある動植物についての情報を提供していくとともに、外来種の捕獲・駆除を継続して行い、自然の生態系回復を図ることの重要性を啓発していきます。	継続して外来種の捕獲・駆除・啓発に取り組んでいきます。		
(5) 毎年、残堀川の水生生物調査を実施し、調査結果を情報提供していきます。	継続して調査・情報提供に取り組んでいきます。		

望ましい環境像③

きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮らすことのできるまち

日常生活や事業活動に伴って発生する環境への負荷を低減し、町民の健康を守り、安全で安心できる生活環境を確保していきます。

<環境目標>

取組方針	指標	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R12年度)
(1) 大気環境調査を実施し、環境基準を超過することなく、良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。	環境基準値	オキシダント項目で一時的に環境基準値を超過した時間帯がありました。	環境基準値の維持
(2) 公共下水道の普及を推進し、整備済み区域では、下水道への接続を促進します。	下水道普及率(%)	98.2%	100%
(3) 水質環境調査を実施し、環境基準を超過することなく、良好な状態を維持しつつ、さらなる改善に努めます。	環境基準値	一部項目で環境基準値超過	環境基準値の達成

望ましい環境像④

歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち

瑞穂町の自然的景観と歴史的景観が調和し、潤いを感じる景観を創り出すことを目指します。また、環境美化への関心を高めるため、ボランティアによるごみ拾いなどの地域活動を広げ、人にやさしく、憩いのあるまちを目指します。

<環境目標>

取組方針	指標	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R12年度)
(1) 全町一斉清掃の継続実施により、町の美化を図っていくとともに、町民の美化意識の高揚を図ります。	参加人数(人)	3,452人	5,500人

望ましい環境像⑤

みんなで考え、みんなで行動するまち

町民や事業者による自発的・積極的な環境保全行動の実践、地域の環境づくりへの参加を支え、町民・事業者・地域・各種団体・町が連携・協働し、地域の環境保全活動を展開する協働型社会の実現を目指します。

<環境目標>

取組方針	指標	現状 (R5年度)	現行計画の目標 (R12年度)
(1) 広報みずほやホームページなどにより、環境に関する様々な情報を提供していきます		継続して情報提供に取り組んでいきます。	
(2) 自然環境をテーマにした啓発事業、企画展や講演会など町民の自然環境学習に触れる機会を提供していきます。	ふるさと学習「みずほ学」講師派遣実施数(回)	3回	10回
	動植物や自然に関する講演会・企画展の実施数(回)	6回	10回

第3章 望ましい環境像を実現するための取組

この章では、望ましい環境像を実現するために、現状・課題を整理した上で、基本方針毎の施策の基本的方向を示しています。

1 望ましい環境像の実現に向けた基本方針

(1) 16の基本方針

望ましい環境像の実現に向けて、町の取り組む施策、町民及び事業者による取組を展開するため、16の基本方針を掲げます。

望ましい環境像	基本方針
① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち	1 温室効果ガスの排出抑制のために
	2 気候変動への適応をすすめるために
	3 ごみを減らし、環境負荷の少ない暮らしのために
	4 資源の効率的な利用のために
② 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち	5 豊かな緑を守り、育てていくために
	6 多様な生き物を守り、育てていくために
	7 水辺を守り、育てていくために
③ きれいな空気・水、清らかな土地を大切にし、みんなが安心して暮らすことのできるまち	8 きれいな空気を守っていくために
	9 きれいな水を守っていくために
	10 不快な騒音や振動をなくしていくために
	11 清らかな土地を守っていくために
④ 歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち	12 様々な公害を防いでいくために
	13 快適で美しいみずほを創っていくために
⑤ みんなで考え、みんなで行動するまち	14 魅力ある温かいみずほを創っていくために
	15 みんなで学び、協力していくために
	16 連携・協働による取組を広げていくために

(2) つなげる環境づくり～取組を展開していくために

環境保全等に取り組むことにより、環境の保全・回復・創出はもとより、様々な効果が期待されることを念頭に、各分野での取組をすすめることが重要です。例えば、地域における地球温暖化対策は、温室効果ガス排出の抑制を実現するだけではありません。地域活性化、人口減少、産業振興、防災、健康等の多様な課題の解決に貢献し、住民・事業者の利益となる可能性を秘めています。瑞穂町の水・緑の保全・創出に取り組むことで、観光振興や地域活性化の効果も期待されます。

また、社会の変化に伴う環境への影響を念頭に施策に取り組むことも重要です。例えば、少子高齢化が進むと、屋敷林や平地林の減少や空き家の増加、耕作放棄地や遊休農地の増加といった生活環境の問題が生じたり、住民の地域の環境づくりへの関わり方が変わったりします。

さらに、瑞穂町での環境保全等の取組は、SDGsの17の目標のうち目標11「都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント（強靱）かつ持続可能にする」に貢献するものです。

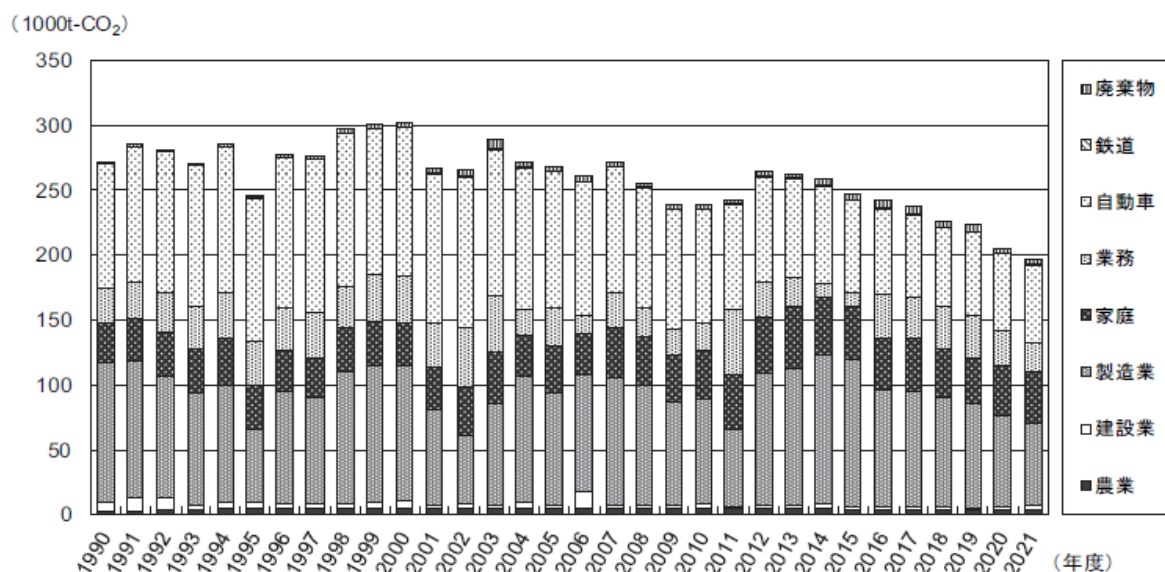
このようなことから、16の基本方針に沿って環境施策をすすめるにあたっては、庁内関係部署が分野横断で連携・分担し、円滑で効果的な施策の推進をはかっていきます。また、環境問題の変化に対応しつつ地域社会の課題解決にもつなげていく視点を織り込むとともに、持続可能な社会の実現に貢献していくものであることを認識し、各主体の参加協働を呼び掛けていきます。

環境像① 地域から地球環境の保全に貢献し、次の世代に地球を引き継ぐまち

■現状と課題

- 瑞穂町における、地球温暖化の原因となる温室効果ガスのうちの大部分を占める二酸化炭素の排出量は、令和3（2021）年度が約19万7千t-CO₂で、平成25（2013）年度より24.8%減となっています。国や東京都の目標に寄与するためにも、引き続き省エネルギー、再生可能エネルギーの導入促進、二酸化炭素排出が少ないエネルギー利用への転換など、総合的に取り組むことが必要です。
- 気候変動の進行に伴い、町においても暑熱環境の悪化、豪雨や台風などに伴う風水害、熱中症や感染症の増加などが懸念されることから、気候変動による影響への適応策に取り組むことが必要です。
- ごみ処理量は、平成元年度の約8,200tから平成15年度の約15,000tまで増加した後は、家庭ごみの有料化などにより減少傾向で推移し、令和5年度は10,159tとなっています。町民1人あたりの1日の家庭ごみの排出量は867gと、多摩地域で3番目に多い状況であるため、さらなるごみの削減と資源の効率的な利用が必要です。
- 総資源化率（ごみ資源化量に資源物集団回収分を加えたもの）は、平成15年度に約20%まで低下しましたが、その後上昇し、令和5年度は30.2%となっています。

●瑞穂町における温室効果ガス排出量の推移



基本方針1 温室効果ガスの排出抑制のために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
総合的に温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいきます	瑞穂町地球温暖化対策実行計画の推進	「瑞穂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務事業の実施に伴って排出される温室効果ガスの削減に取り組めます。
	ごみ焼却量の削減	ごみの焼却に伴う二酸化炭素の発生を抑えるため、資源化の促進などにより焼却処理しているごみ量を削減していきます。
省エネルギーに取り組んでいきます	公共施設における取組の推進	公共施設の建設にあたっては、自然採光の利用や自動照明設備の設置などに取り組めます。
	低炭素で健康な住まいづくりの促進	住宅の高断熱化と高効率設備の導入や太陽光発電等によるエネルギーを創る住宅の啓発を行います。
	町民・事業者への意識啓発	町民・事業者に対し、この計画が示している環境配慮指針の取組を周知し、環境に配慮した機器の積極的な利用や、省エネルギー行動につとめるよう啓発を行います。
再生可能エネルギーの利用に取り組んでいきます	公共施設における取組の推進	公共施設の建設や改修にあたっては、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入に取り組めます。
	町民・事業者への普及・啓発	東京都と連携し、家庭や事業所での太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用の推進に取り組めます。
	新たな技術への対応・研究	水素燃料、アンモニア燃料、SAFといった温暖化対策に資する新たな技術を町の環境施策に取り入れることを見据え、情報収集や研究に取り組めます。

施策	取組	取組内容
自動車排出ガスによる環境負荷を低減していきます	低公害車の導入と普及の促進	公用車の更新時には、ハイブリッド車や電気自動車などの特定低公害車へ転換していきます。また、町民・事業者への導入促進の啓発を行います。
	エコドライブの推進	町民・事業者に対し、エコドライブの推進を周知します。
	自動車交通量の抑制、交通渋滞の解消	町民・事業者に対し、通勤時の徒歩や自転車の利用の促進などについて啓発を行います。
	公共交通機関の整備・利用の促進	八高線の複線化・増発、モノレールの延伸及びバス路線の拡充など、公共交通機関の整備促進を要望していきます。
フロンなどの適正処理及び使用抑制をすすめていきます	フロンの適正管理及び処理の推進	特定フロン（CFC〔クロロフルオロカーボン〕、HCFC〔ハイドロクロロフルオロカーボン〕）及び代替フロン（HFC〔ハイドロフルオロカーボン〕）などは、法令に基づき、適正な管理及び処理を推進します。
	フロンの使用抑制の推進	東京都と連携し、冷媒用に使用されている、CFC、HCFC、HFCといったフロン類の使用抑制に関する情報を発信します。

基本方針2 気候変動への適応をすすめるために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
気候変動の影響への適応をすすめます	クールスポットネットワークの整備	街なかでの暑さ対策として、町内各所でドライ型ミスト発生装置の設置、花や緑の整備など、クールスポットの創出をはかります。
	感染症などを媒介する蚊の発生源対策	国や東京都と連携し、町民への注意喚起及び予防・対処法などについて啓発を行います。
	地下水かん養の実施	地下水かん養機能を高めるため、公共施設での雨水貯留浸透施設などの整備、歩道や駐車場などの路面における浸透性舗装の利用に取り組みます。また、町民・事業者に対し、啓発を行います。
	洪水対策の強化	集中的な豪雨時にも洪水などが生じないように、河川整備や河川管理について、関係機関へ要望していきます。
地球環境問題に関する情報を提供していきます	町民・事業者への普及・啓発	国や東京都などと連携し、地球環境問題に関する情報を提供します。

コラム1 気象観測装置「POTEKA（ポテカ）」

平成30年6月1日から気象観測装置「POTEKA」の運用を開始しました。「POTEKA」は、様々な場所に設置可能な小型気象計と、それらを結ぶネットワークで構成され、雨量、気温などの気象情報を入手することができます。これにより、町内の気象状況をリアルタイムで知ることができるようになりました。今後、防災対策への利用のほか、イベント時の天候確認など、幅広く活用できます。

インターネット (<https://www.potekanet.com/>) や右のQRコードからスマートフォンアプリをダウンロード（無料）してご覧いただけます。



■Android用



■iPhone用

基本方針3 ごみを減らし、環境負荷の少ない暮らしのために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
家庭から出るごみを減らします	ごみの発生・排出抑制の推進	ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動を継続し、ごみの減量に対する啓発を行います。
	ごみ分別の推進	ごみの分別事典やごみ・資源物収集カレンダーの作成、配布、町のホームページへの掲載などにより、分別の徹底をはかっていきます。
事業者が排出するごみを減らします	事業系ごみの発生・排出抑制の推進	事業者に対し、ごみの排出量の削減についての啓発を行い、ごみ処理施設の負荷を軽減していきます。
	事業者の協力によるごみ減量の推進	小売店やスーパーなどに、レジ袋の削減の協力を求め、過剰包装の抑制を推進します。
町全体のごみを減らします	食品ロスの削減	家庭・飲食店・小売店などの様々な場面で発生する食品ロスについて、事業者などと協力して情報発信、啓発を行います。
	一般廃棄物処理基本計画の推進	「瑞穂町一般廃棄物処理基本計画」に基づき、西多摩衛生組合及びその構成市と連携し、さらなるごみの減量・リサイクルに取り組みます。
	公共施設におけるごみの減量	「瑞穂町地球温暖化対策実行計画」に基づき、町の事務事業の実施に伴って排出されるごみの減量に取り組みます。
	近隣自治体などとの連携	廃棄物に係る問題や要望については、近隣自治体と連携して、関係機関に働きかけていきます。
不法投棄・不適正排出を防止していきます	不法投棄・不適正排出防止対策の推進	ポイ捨てごみをはじめとする不法投棄を防止するため、マナー向上の啓発や町民への不法投棄禁止看板の提供、土地所有者に対する管理の要請、環境監視員などによる巡回を行うほか、状況に応じて警察などの関係機関と連携した取組を行っていきます。

施策	取組	取組内容
災害発生時における生活環境確保のために備えます	災害廃棄物対策	令和4年3月に策定した瑞穂町災害廃棄物処理計画をもとに、災害発生時には、東京都、西多摩衛生組合構成市町及び近隣自治体と連携し、災害廃棄物処理に取り組みます。
	非常用水源としての地下水の保全など	町で利用可能な井戸の位置をマップなどに整理していくとともに、水質などを調査し、非常時の水源の把握につとめます。
ごみの適正処理に関する情報を提供していきます	町のごみ処理に関する情報の提供	みずほリサイクルプラザ、西多摩衛生組合、東京たま広域資源循環組合の各施設のごみ処理について、それぞれが連携し啓発をはかっています。
	町が処理できないごみに関する情報の提供	電池や蛍光灯など、家庭や事業所から排出される有害ごみの分別の徹底を周知します。



改訂版「ごみの分別事典」



環境監視員による巡回

基本方針4 資源の効率的な利用のために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
資源の再利用をすすめています	町民・事業者を交えた再利用の推進	資源物集団回収の推進、みずほリサイクルプラザでのリサイクル品展示販売、福祉バザー、フリーマーケット「青空市」などを通して、リサイクル運動を推進します。
	町による再利用の推進	公共施設や公園で発生する剪定枝や草木、落ち葉は、みずほエコパーク内での堆肥化や破砕機によるチップ化により再利用をはかっています。また、剪定枝の一部は加工して活性炭にすることで、西多摩衛生組合で消臭剤として再利用していきます。
環境に配慮した製品の利用をすすめています	公共施設における取組の推進	エコマーク商品やグリーンマーク商品など、環境負荷の少ない商品やサービス、再生品などを率先して利用します。
	環境に配慮した製品の利用の推進	環境ラベルなどの環境に配慮した製品に関する情報を提供し、環境負荷の少ない商品の販売および利用について啓発を行います。



フリーマーケット「青空市」

環境像② 狭山丘陵をはじめとする豊かな緑とさまざまな生き物を守り、育て、人と自然が共生するまち

■現状と課題

- 「環境に関する意識調査」（平成30年8月実施）によると、町民が考える良好な環境を維持するために大切なことは、「豊かな緑の保全と親しめる場の確保」が第1位に挙げられました。とりわけ、「狭山丘陵の自然の保全」が最も重要と考えられています。
- 瑞穂町には、多くの生き物が生息している自然豊かな狭山丘陵や、カワセミやカルガモなど数多くの野鳥が観察できる狭山池公園があります。町の宝である自然を守り、生き物が生息しやすい環境を保全するために、町民や事業者へ生物多様性の重要性などについての啓発活動を継続し、より多くの理解と協力を求めていくことが必要です。
- アライグマやハクビシンなど、外来種の被害の増加を防ぐため、防除事業を継続する必要があります。一方で、従来の生態系を維持するため、在来種の保護や地域固有の自然環境の保全につとめることが必要です。
- 狭山丘陵は、都立狭山自然公園や狭山近郊緑地保全区域に指定され、都立野山北・六道山公園の整備が進んでいます。さやま花多来里の郷は、都内では珍しい約20万株以上のカタクリが群生しています。
- 瑞穂町の公園面積は令和6年4月1日現在で122.2ha（57か所）で、人口1人当たり公園面積は37.90㎡です。都立野山北・六道山公園の町内開園面積全域を含めた面積になっています。土地区画整理事業に伴う公園整備については、殿ヶ谷区画整理地内に3公園、箱根ヶ崎駅西区画整理地内に3公園の整備が予定されています。



さやま花多来里の郷

基本方針5 豊かな緑を守り、育てていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
緑地を保全し、育成していきます	保存樹木、保存樹林の指定・保全	市街地の貴重な緑を保全するため、保存樹木や保存樹林地の指定、助成を継続します。
	公園による緑地の保全・育成	緑地、公園の少ない地区の偏りを解消するため、公園などの拡充やポケットパークを整備します。また、公園やポケットパークの整備をすすめるにあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れます。
	街路樹や生垣などの整備	既存の街路樹を適正に維持管理していくとともに、街路樹の間への花植えなどを実施します。また、生垣助成制度を町民が積極的に活用できるよう情報提供を行います。
	公共施設や民間施設における緑地の保全・育成	芝生化された学校の校庭の維持管理を推進します。また、公共施設、民間施設を問わず、一定規模以上の開発行為などに対し、「瑞穂町宅地開発等指導要綱」に基づく緑化指導を行います。
農地の保全をすすめていきます	環境保全型農業、農薬の適正使用の推進	農業者団体と連携し、有機栽培や減農薬栽培など、安全で安心な人と環境にやさしい環境保全型農業を推進します。
	農地の保全、地元農業の活性化	遊休農地の解消をはかるため、農地の保全に取り組みます。
	鳥獣被害防止対策の推進	ハクビシンなどによる農作物等への被害に対し、捕獲と防護両面から鳥獣被害防止対策の推進をはかります。
緑を守り育てるための住民活動を推進していきます	緑に関する調査研究、自然観察会などの実施	緑や生息する生き物について、ボランティア団体、NPOなどとの情報交換や調査研究をすすめます。
	住民参加による緑地の保全	町民や事業者などと協力し、花植え運動を継続します。

基本方針6 多様な生き物を守り、育てていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
生き物が棲みやすい環境づくりをすすめていきます	生物の生息・生育環境の確保	町内のボランティア団体、NPOなど、野生生物に関する専門家からのアドバイスをとり入れ、生物の生息・生育環境の保全について啓発していきます。
	外来生物対策の推進	アライグマ、ハクビシン、アメリカオニアザミなどの外来種について、東京都や周辺自治体と連携して対策を検討します。また、町民に注意喚起や対策等の周知を行います。
	生物多様性の保全	生物多様性保全のための啓発を行っていきます。
生物の生息状況等についての情報を提供していきます	情報の収集	残堀川の水生生物調査を継続して実施していきます。
	情報の提供	郷土資料館「けやき館」において、町の自然に関する常設展示のほか、動植物の生息・生育状況などをまとめた「瑞穂の動植物」や「瑞穂の自然」などの報告書を活用して、町内に生息する動植物の情報を提供していきます。また、町の事業を集約した「瑞穂町自然保護等指針」の活用を検討していきます。

■社会教育施設「耕心館」の敷地内でみられる植物



イカリソウ



ミスミソウ(ユキワリソウ)



サクラソウ

コラム2 町内の外来生物

外来生物とは、もともと日本にいなかった生き物で、人間活動によって海外から入ってきたものを言います。

町内では、植物のアメリカオニアザミ、ほ乳類のアライグマやハクビシン、は虫類のミシシippアカミミガメなどの外来生物が確認されています。

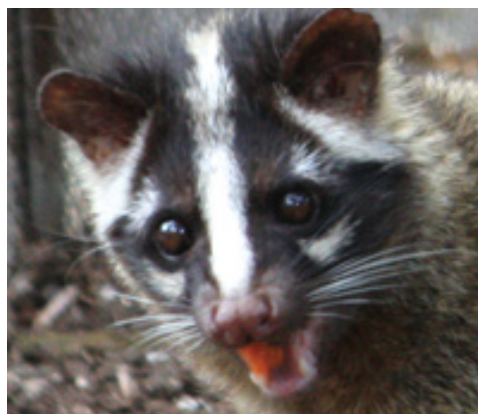
これらの外来生物の中には、もともと日本にいる生き物を食べたり、農作物を食害したりするなど、生態系や農業に悪影響を与えているものもあります。

■アライグマ



出典：合同会社東京野生生物研究所

■ハクビシン



出典：都環境局提供

① 外来生物をむやみに持ち込まない

海外からはもちろん国内の他地域から、生物の安易な持ち込みはやめましょう。

② 飼っている外来生物を野外に放さない

外来生物はもちろん普通に飼っているペットも野外に放したり、逃がしたりしないようにしましょう。

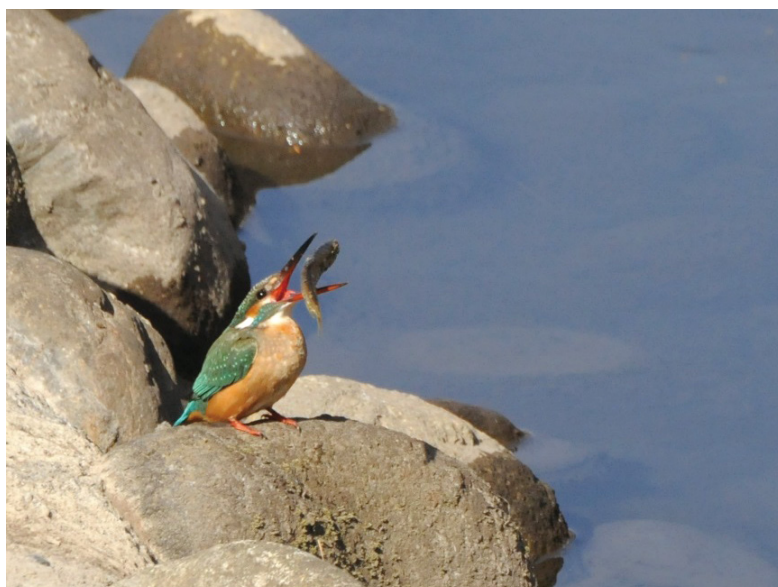
③ 野外にすんでいる外来生物は他地域に拡げない

すでに定着している外来生物を他地域に持ち込むことは、被害を拡大させることになります。

基本方針7 水辺を守り、育てていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
水辺を保全していきます	水辺の保全	残堀川水質調査会に参加し、流域の自治体と連携をはかり、水辺環境の保全についての情報交換を行います。また、関係機関と連携して適正な水辺環境の保全をはかっていきます。
	水量の確保、水質の保全	残堀川の水量の確保及び水質の保全について、残堀川水質調査会を通じて東京都へ要請していきます。
	水循環の確保	保水機能を確保するため、狭山丘陵の雑木林の保全を、東京都へ継続して働きかけていきます。
流域自治体などと連携し、良好な水環境を創っていきます	不老川における連携	不老川流域対策推進協議会などを通じて流域自治体と情報交換を行い、水環境の保全をはかっていきます。
調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます	水質などの調査・監視体制の充実	必要に応じて、東京都などと連携し、残堀川や不老川の監視・連絡体制を充実させ、情報共有をはかって適切に対応していきます。



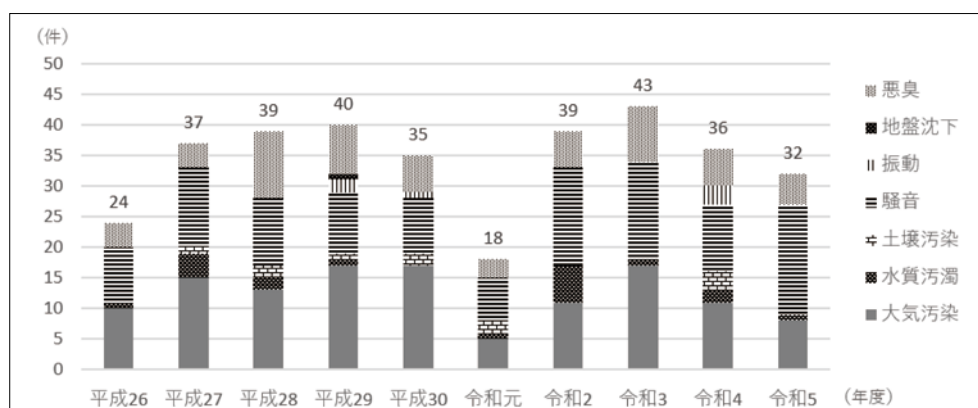
残堀川のカワセミ

環境像③ きれいな空気・水、清らかな土地を大切に、みんなが安心して暮らすことのできるまち

■現状と課題

- 大気汚染物質は、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素などが挙げられます。多摩地域では、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準（短期基準及び長期基準）は達成しているものの、光化学オキシダント（O₃）については、環境基準を超過したことがあります。微小粒子状物質と光化学オキシダントの原因物質であるNO_x及びVOCの発生源対策に取り組んでいく必要があります。
- PM_{2.5}は、粒径2.5 μm以下の粒子状物質のことで、呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。光化学オキシダントは広い範囲で発生し、高濃度になると人や植物にも悪影響を与えます。
- 都内でのアスベスト使用の可能性がある建築物（昭和31年～平成19年施工）の解体工事の件数は、既にピークに達し、令和32〔2050〕年頃まで同程度で推移すると見込まれています。建築物等の解体・改修等におけるアスベストの飛散防止を徹底することが必要です。
- 騒音・振動・悪臭などについては、発生源が工場・事業場、建設作業、自動車、航空機、鉄道、飲食店・小売業の営業、住宅など多種多様であるため、発生源の早期把握とその解消につとめていくことが重要です。
- 瑞穂町は、町域面積の約8分の1にあたる2.1 km²を横田基地に提供し、また、航空機の騒音が大きい第1種区域が42.8%（7.2 km²）を占めており、町上空を飛行する航空機の騒音が生活環境に大きな影響を与えています。町民が受けている騒音などの障害の解消に向け、関係機関へ継続して要請していく必要があります。

●瑞穂町における公害苦情件数の推移



基本方針8 きれいな空気を守っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
固定発生源からの環境負荷を低減していきます	工場・事業所などへの適切な対応の実施	東京都と連携し、発生源の早期把握に努め、関係法令などに基づき、事業者に対し、適切に対応していきます。
	家庭からの発生抑制推進	ごみの自家焼却や野焼きなどによる大気への影響について周知・啓発を行います。ごみの自家焼却や野焼きを確認した場合は、適切に対応していきます。
悪臭を防止していきます	発生源対策の推進、指導の強化	東京都と連携し、工場・事業所などの悪臭発生源の特定、農家の堆肥の生成または利用時の指導を行い、引き続き悪臭防止対策を実施します。
調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます	大気に関する情報の提供	大気に関する調査データを継続して公表します。
	臭気に関する調査の実施	定期または随時に簡易測定を実施し、臭気の把握につとめます。

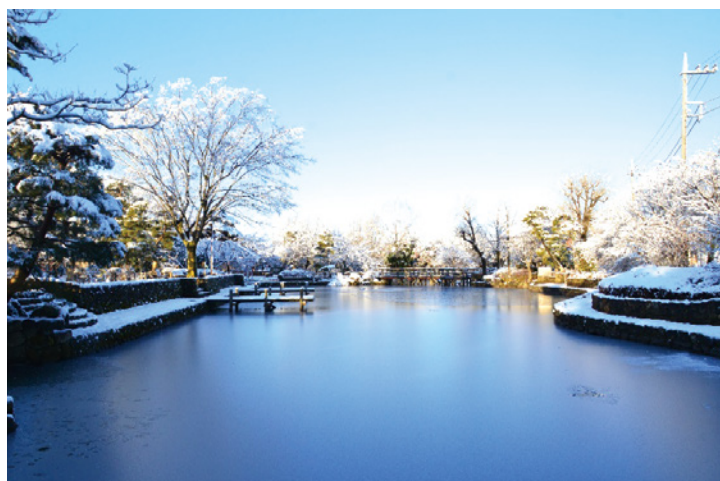


六道山展望塔からの眺望

基本方針9 きれいな水を守っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
水を汚す物質の排出を防止していきます	家庭からの排出負荷削減対策の推進	公共下水道の普及を推進し、整備済み区域では、下水道への接続を促進します。
	工場・事業所などからの排出負荷削減対策の推進	事業者に対し、排水基準の順守を要請していくとともに、必要に応じて、水質汚濁防止の啓発を行います。
調査・監視体制を充実し、情報を提供していきます	水質などに関する情報の提供	河川の水質、水量、水生生物に関する測定データを、継続して公表します。



狭山池公園



残堀川

基本方針 10 不快な騒音や振動をなくしていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
騒音・振動の発生を防止していきます	横田基地の騒音防止対策の推進	東京都や周辺市と連携して、国や米軍に対し、航空機騒音の防止対策の実施を要請していきます。
	工場・事業所などからの騒音・振動防止対策の推進	東京都と連携し、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（東京都環境確保条例）に規定する、騒音・振動の規制対象となる工場・指定作業所の監視を継続し、関連法令などに基づいた対応を行います。
	鉄道からの騒音・振動防止対策の推進	八高線沿線自治体などと連携し、鉄道に関する情報収集につとめ、必要に応じ、鉄道からの騒音・振動防止対策の実施を要望していきます。
	近隣騒音及び生活騒音防止対策の推進	東京都と連携し、生活騒音の防止について啓発を行います。
騒音を調査し、情報を提供していきます	航空機騒音の測定、情報の提供	役場屋上などで実施している航空機騒音の24時間測定を継続します。

基本方針 11 清らかな土地を守っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
土壌汚染の防止対策を推進していきます	有害化学物質による汚染の防止	事業者に対し、「東京都環境確保条例」及び関連法令に基づく有害化学物質に関する届出や汚染状況の調査・報告について、指導・助言を行います。
地盤沈下の防止対策を推進していきます	地下水揚水規制の指導	井戸の設置者に対し、「東京都環境確保条例」に基づく揚水量の報告や揚水施設の設置等の対応について、指導・助言を行います。

コラム3 リスクコミュニケーション

日本で約5万種以上流通しているといわれる化学物質の中には、発がん性、生態毒性等の有害性を持つものが数多く存在し、これらが大気、水、土壌、食品等の媒体を経由して人の健康や生態系に影響を与えているおそれがあります。

このため、環境中に排出された化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ、すなわち環境リスクを評価した上で、これを低減させるための措置を講じていくことが必要です。

環境リスクを管理するためには、科学的知見の解明が重要です。しかし、科学的な解明が極めて難しく、非自発的なリスクや不公平なリスクを受容しがたいものとして認識する傾向があるなど、リスクを受ける人の立場の違いや、問題に関する知識や経験の有無によっても、受け止め方に違いが生じます。

そこで、環境リスクをどのように管理すべきかなどについて、町民や事業者、行政などの様々な関係者が情報を共有しつつ、お互いの立場を尊重して相互理解を深めるためのコミュニケーションの場を設定することが重要となります。

出典：「自治体のための化学物質に関するリスクコミュニケーションマニュアル」
(平成23年3月一部改訂、環境省)

基本方針 12 様々な公害を防いでいくために

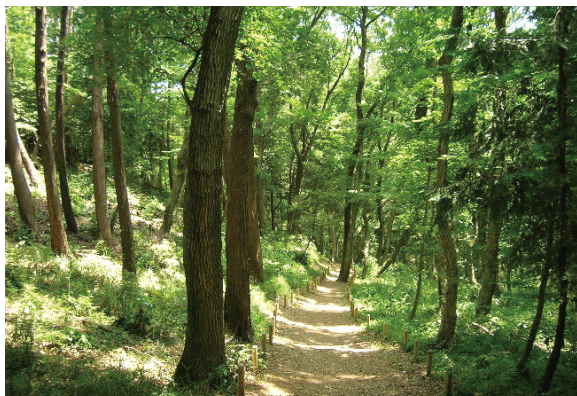
■施策の方向

施策	取組	取組内容
有害化学物質による汚染を防止していきます	工場・事業所から排出される有害化学物質の抑制	東京都と連携し、事業活動により排出される有害化学物質やダイオキシン類、内分泌攪乱物質（環境ホルモン）などの発生防止、発生抑制対策を推進します。
	P M 2.5、光化学オキシダント及びアスベストの対策の推進	国の指針などに基づき、微小粒子状物質（P M 2.5）、光化学オキシダント、アスベストの対策を推進します。
	有害化学物質に関する情報の収集と提供	有害化学物質に関する情報を収集し、町民・事業者へ提供します。

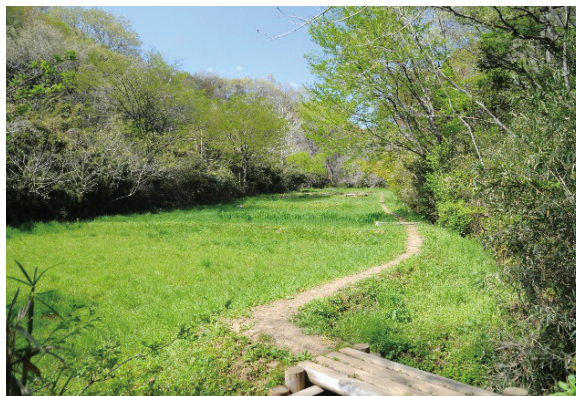
環境像④ 歴史と文化を大切にし、みんなが快適に暮らせるまち

■現状と課題

- 瑞穂町は、狭山丘陵の稜線によって豊かな景観が醸し出されています。残堀川沿いの親水エリアと緑化空間は潤いある景観を創出し、阿豆佐味天神社などの鎮守の森も町民にやすらぎを与えてくれます。耕心館は、武蔵野の旧家のたたずまいを残した歴史と文化を感じさせる静的空間と、現代の活動拠点として利用する町民の動的空間が調和し、落ち着きと活力ある雰囲気をつくりだしています。
- 瑞穂町の自然的景観と歴史的景観の保全につとめ、良好な姿で次世代へ引き継いでいくために、町の特性、歴史および文化を活かしながら、新たな景観資源を発掘し、町の個性を引き出す都市景観を形成していくことが必要です。
- 町民の環境美化への関心が高まる中、ボランティアによるごみ拾いなどが行われていますが、一方でごみのポイ捨てをはじめ、タイヤや家電などの不法投棄、空き地の雑草、ペットのふん尿などに関する苦情も寄せられています。
- 環境監視員による巡回により、不法投棄の防止や空き地の適正管理の指導、路上の広告物などの撤去を行っています。あわせて、今後は地域のボランティアなどと協力していくことも必要です。
- 適切な管理が行われていない空き家については、周辺環境に悪影響をおよぼすことがないように、所有者自らが適切な管理を行うように促していくことが必要です。
- 分煙・禁煙については、令和2年4月1日に全面施行された改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例に基づき、町内でも啓発普及をはかっていくことが必要です。



狭山丘陵お伊勢山遊歩道



狭山丘陵滝田谷津

基本方針 13 快適で美しいみずほを創っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
瑞穂の特性を活かした景観づくりをすすめていきます	町の個性を活かした景観の形成	「瑞穂町都市計画マスタープラン」に基づき、自然的景観の保全・育成、歴史的景観の保全・継承に取り組みます。
	市街地の景観づくりの推進	潤いある景観づくりを目指し、工業地域周辺の道路沿線の街路樹などを維持していきます。
	開発行為などに対する指導の実施	一定規模以上の開発行為などに対し、「瑞穂町宅地開発等指導要綱」に基づき、無秩序な開発を防止するとともに開発区域内の緑化指導を行います。
	建築計画などに対する指導の実施	「東京都景観条例」により「丘陵地景観基本軸」に指定されている狭山丘陵付近の建築計画などに対し、規模に応じて届出を案内し、丘陵地の景観特性に調和したものとなるよう配慮を求めます。
	道路景観の向上	道路施設の一体的なデザインによる景観への配慮や町の特性に応じた街路樹の選定などにより、個性があり、町民が愛着を持てる道路整備をすすめます。
景観についての意識向上をはかっていきます	町民・事業者の意識の啓発	景観は地域の人々が共通の財産として守り、育てるものです。町民・事業者の景観形成に対する理解と関心の向上をはかります。



箱根ヶ崎駅東口

基本方針 14 魅力ある温かいみずほを創っていくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
人にやさしいまちづくりをすすめていきます	高齢者や障がいのある人にもやさしいまちづくりの推進	「瑞穂町地域保健福祉計画」に基づき、福祉のまちづくりを推進します。
	歩きやすい歩道の整備	高齢者や障がい者を含むだれもが安全に通行できる歩きやすい歩道を整備します。
	分煙対策の啓発	受動喫煙による健康への影響を防止するため、「健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」に基づく喫煙対策の周知に努めます。
	分煙・禁煙意識の啓発	妊婦面談及び健診時のパンフレット配布などにより、喫煙の害について啓発を行います。
憩いのあるまちづくりをすすめていきます	安心して遊べる公園の整備	ポケットパークや公園の整備にあたっては、周辺住民の要望を把握し、魅力のあるものにしていきます。
	環境美化の推進	全町一斉清掃の継続実施により、町の環境美化をはかっていくとともに、町民の美化意識の高揚をはかります。また、空き地・空き家の所有者等に対し、適正な管理を要請するなど必要な措置を講じていきます。
	犬・猫等のペットの適正飼育の推進	犬・猫等のペットの適正飼育について周知します。また、ボランティア団体と協働して、飼い主のいない猫対策を推進します。



全町一斉清掃

環境像⑤ みんなで考え、みんなで行動するまち**■現状と課題**

- 「環境に関する意識調査」（平成30年8月実施）によると、町民の環境保全行動にあたり、環境問題の現状、環境問題と生活の関わり、身近な工夫、対策などの情報が求められています。また、環境に関する学習会などの活動への参加経験を有する人は約1割で、機会があれば参加したいと思っている人を合わせると約6割に上ります。
- 小・中学校では、子どもたちが夢や希望をもって自立的に未来を切り開いていくために、「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる子どもたちを育成する、ふるさと学習「みずほ学」が平成29年度から進んでいます。
- 瑞穂町の歴史や文化を次世代や後世に伝える機能をさらに強化するための施設である郷土資料館「けやき館」では、町の貴重な自然や文化財を保存、展示しています。また、けやき館を拠点に、自然観察会や環境学習などが行われています。



郷土資料館「けやき館」

- 町民、事業者の環境保全行動を促進するため、それぞれの取組意向に沿って役立つ情報を提供することが必要です。
- 地域の環境保全等に貢献しようとする町民の高い環境意識を受けて、地域の活性化やコミュニティの醸成、観光振興などもねらいとし、子どもから大人までのあらゆる世代に対して参加・体験の機会を提供していくことが必要です。
- 学校や地域、ボランティア団体、NPOなどが連携し、地域に根差した環境教育・環境学習をすすめていくことや、そのための人材の育成・活躍の場が必要です。

基本方針 15 みんなで学び、協力していくために

■施策の方向

施策	取組	取組内容
環境教育、環境学習をすすめていきます	学校、職場などでの環境教育の推進	家庭、学校、職場、地域などにおいて、環境の保全についての理解を深めるため、体験活動の充実を図るとともに、SDGsとの関連を図る学習に取り組みます。 また、地産地消を意識した食育を推進するため、学校給食組合などとの連携により学校給食の食材に地元農産物を使うとともに、学習会の開催などに取り組みます。 不法投棄されたプラスチックごみが環境に及ぼす影響など、家庭、学校、職場、地域などにおいて、環境問題についての理解を深めるため、学習や体験活動の機会を提供していきます。
	地域での環境学習の推進	全町一斉清掃をはじめとする環境保全に関する啓発事業を実施し、町民の環境意識の高揚に取り組みます。
	ふるさと学習の推進	「ふるさと瑞穂」の自然や文化を愛し、社会に貢献できる子どもたちの育成をはかるため、町の自然、伝統・文化・歴史、地域産業、福祉、国際理解、まちづくり、安全・安心等について学ぶ、ふるさと学習「みずほ学」を推進します。
	人材育成の促進	地域での環境保全活動を継続・促進していくため、環境団体やリーダーの育成を促進します。
環境に関する様々な情報を提供していきます	環境情報の発信	自然観察会などの環境学習機会や環境に関するイベント時に、環境に関する情報を発信します。
	人材情報の活用促進	瑞穂町総合人材リストに地域での環境保全活動に携わる方の登録を促すとともに、リストの活用をはかります。

基本方針 16 連携・協働による取組を広げていくために

■ 施策の方向

施策	取組	取組内容
様々な活動を支援していきます	環境活動の支援	環境に関する取組を行っている団体や、町民や事業者の自主的な環境活動を支援します。
	町民と農家との交流の支援	農業に対する理解や農地周辺の自然とのふれあいを深めてもらうとともに、地元農家との交流をすすめます。



ふるさと学習「みずほ学」の様子



狭山丘陵の自然観察会

第1章
計画の基本的事項

第2章
基本目標と望ましい環境像

第3章
望ましい環境像を実現するための取組

第4章
重点プロジェクト

第5章
環境配慮行動・指針

第6章
計画の推進体制と進管理

第4章 重点プロジェクト

この章では、望ましい環境像の実現に向けてより計画の実効性を高めるため、優先して取り組んでいく3つの重点プロジェクトを示します。

1 重点プロジェクトの位置づけ

望ましい環境像の実現に向けて、環境の保全等に取り組んでいくためには、多岐にわたる施策を推進していくことが必要です。

ここでは、計画の実効性をより高めるために、主要課題を踏まえて、優先して取り組んでいくための重点プロジェクトを設定します。

重点プロジェクトの推進にあたっては、庁内の関係部署が横断・連携して取り組みます。また、町民や事業者等による環境保全行動の実践を先導し、持続可能な社会への貢献に向け、各主体が協働することによりプロジェクトの展開・浸透をはかっていきます。

●重点プロジェクトの推進を通じて貢献するSDGsの目標

目標 7 すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 
目標 11 都市と人間の居住地を包摂的、安全、レジリエント（強靱）かつ持続可能にする	11 住み続けられる まちづくりを 
目標 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る	13 気候変動に 具体的な対策を 
目標 17 持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	17 パートナリシップで 目標を達成しよう 

2 重点プロジェクト

(1) 狭山丘陵をはじめとする自然環境との共生の取組

- ・ 町内のボランティア団体、NPO、専門家との連携のもと野生生物の生息環境の保全について啓発を行います。
- ・ アライグマ、ハクビシン、アメリカオニアザミなどの外来生物対策をすすめます。
- ・ 瑞穂町郷土資料館「けやき館」などを拠点とし、町の自然と共生してきた歴史・文化、自然環境や生物多様性に係る情報を発信します。

取組による波及効果

- 町外からの来訪者の増加
- 観光振興、地域活性化

(2) 緩和策と適応策を両輪とする地球温暖化対策の推進

気候変動による影響に対し、町民の健康や生活環境の確保をはかるため、温室効果ガスの排出抑制等を行う「緩和策」とともに、地域特性に応じた「適応策」を両輪として取り組んでいきます。

- ・ 公共施設での再生可能エネルギーの利用をすすめます。
- ・ 再生可能エネルギーの利用に係る町民・事業者への情報提供・発信を行います。(太陽光発電・蓄電池による電力の自家消費など)
- ・ 気候変動や地球温暖化対策に係る情報を発信します。
- ・ 地下水かん養のため、公共施設での雨水貯留浸透施設の整備、浸透性舗装の利用、町民・事業者への啓発を行います。

取組による波及効果

- 利便性が高く、快適なまちづくり
- 防災・減災

(3) 協働による環境保全活動のための基盤づくり

- ・ 身近な環境問題が地球に及ぼす影響を啓発するなど、各主体が自発的に環境配慮行動を実践できるよう支援します。
- ・ ふるさと学習「みずほ学」をはじめ、地域の理解促進と各地域の課題解決に向けた取組を推進します。
- ・ 地域の関係者との協働により課題の解決にあたっていきます。
- ・ 町民への環境啓発につとめます。

取組による波及効果

- 町地域のコミュニケーションの増進
- 地域における住民同士のつながりの深化

第 5 章 環境配慮行動・指針

この章では、町民、事業者が取り組むべき環境配慮行動・指針を
場面別、業種別に整理しています。

1 環境配慮行動・指針の位置づけ

より良い環境を実現していくためには、各主体が、日常生活や通常の事業活動の場において、環境に配慮した様々な取組を行っていくことが必要となります。

そこで、日常生活や事業活動の場において取り組むことのできる行動を整理し、「環境配慮行動・指針」として示します。町民、事業者のみなさんには、それぞれの立場で、できるところから取り組みましょう。

2 町民の環境配慮行動

(1) 居間や各部屋で

- ◇ 住居の断熱性の向上をはかりましょう。カーテンやブラインド、すだれを上手に利用しましょう。
- ◇ 室温は、冷房時は28℃を目安に、暖房時は20℃を目安に調節しましょう（無理のない範囲で取り組んでください）。
- ◇ 冷暖房機の室外機は、騒音防止に配慮して設置しましょう。設置の際は風通しの良い、日の当たらない場所に設置しましょう。
- ◇ ストーブやエアコンのフィルターをこまめに掃除しましょう。
- ◇ 白熱電球や蛍光灯はLED電球に交換しましょう。
- ◇ 照明器具はほこりなどの汚れで暗くなっていないか点検しましょう。
- ◇ 見ていないテレビや使っていないパソコンは、電源を切るか、省エネモードにして、節電に心がけましょう。
- ◇ テレビやパソコンの画面を必要以上に明るくしたり、音を大きくしたりするのはやめましょう。
- ◇ 電化製品を使わない時は、主電源を切るか、コンセントから抜きましょう。
- ◇ 楽器やステレオなどの、騒音や振動をもたらす機器を使う場合は、近所の迷惑にならないように音量を抑えるとともに、使用する時間帯にも配慮しましょう。また、防音対策についても工夫をしましょう。
- ◇ 日頃から家電製品の点検や手入れを心がけましょう。

(2) 洗面所・風呂場で

- ◇ 水道を使用する時は、水の流しっぱなしはやめましょう。
- ◇ お風呂にはこまめにフタをしましょう。
- ◇ お風呂の残り湯を洗濯等に利用しましょう。
- ◇ 夏場の暖房便座は、電源を切りましょう。
- ◇ 暖房便座は、使わない時はフタをしめましょう。
- ◇ 暖房便座や温水洗浄便座の洗浄水の設定温度は、控えめにしましょう。

(3) 掃除・洗濯

- ◇ 掃除機のフィルターは、こまめに清掃しましょう。
- ◇ 床を整理してから掃除機をかけましょう。
- ◇ 環境に配慮した洗剤を、適量、使いましょう。
- ◇ 洗濯機の乾燥機能の使用を控え、天気の良い日は、外で干しましょう。

(4) 台所で

- ◇ なべをコンロにかける場合には、底から火がはみ出ないように調整しましょう。
- ◇ 生ごみがあまり出ないよう調理方法を工夫するとともに、適切な量を調理し、食べ残しを出さないようにしましょう。
- ◇ 使用済みの食器は、油などの汚れを古紙や古布で拭き取ってから洗いましょう。
- ◇ 三角コーナーには水切り袋をかぶせましょう。
- ◇ 水道を使用した後は、蛇口をしっかり閉めましょう。
- ◇ 冷蔵庫は風通しが良いところに設置し、壁から間隔を空けましょう。
- ◇ 冷蔵庫にものを詰め込みすぎないようにしましょう。
- ◇ 冷蔵庫は季節によりこまめに設定温度を変えましょう（夏期は「中」、冬季は「弱」にしましょう）。
- ◇ 冷蔵庫のドアを開けている時間を短くしましょう。

(5) ごみ出し

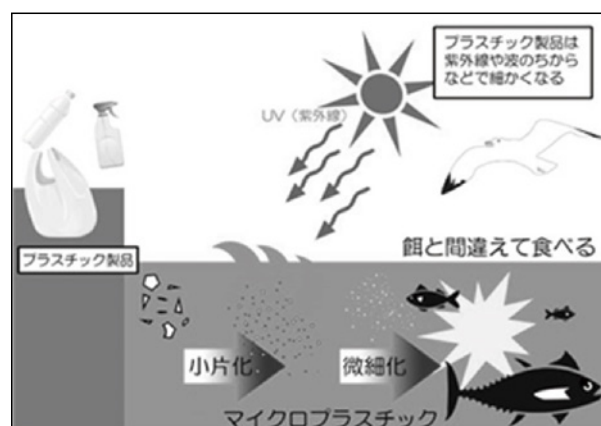
- ◇ ごみはきちんと分別して、所定の場所へ決められた時間に出しましょう（分別の方法は、ごみの分別事典及びごみ・資源物収集カレンダーを参照してください）。
- ◇ 資源ごみの分別をし、燃やせるごみを減らしましょう。
- ◇ 空き瓶やペットボトル、容器包装プラスチックなどは、水で洗って乾かしてから出しましょう。
- ◇ 生ごみは、水切りをしてから出しましょう。
- ◇ 家庭内にある有害化学物質（防虫剤、殺虫剤、ペンキなど）を廃棄する際には、町のきまりに従いましょう。
- ◇ 冷蔵庫やエアコンなどを廃棄する際は、家電リサイクル法に基づき、適切な処理を行う業者に引き渡しましょう。
- ◇ フロンガスなどを使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者に引き渡しましょう。
- ◇ フリーマーケットやリサイクルショップを活用しましょう。
- ◇ たばこや空き缶など、ポイ捨てはやめましょう。
- ◇ 生ごみや油は、下水道へ流さないようにしましょう。
- ◇ ごみの自家焼却や野焼きはやめましょう。
- ◇ 外出先で出たごみは、持ち帰りましょう。

コラム4 マイクロプラスチックによる海洋汚染

ペットボトルやレジ袋といったプラスチック製品等が海に流れると、紫外線や熱による劣化で次第に微細片化していきます。このような廃プラスチックや洗顔料・歯磨き粉などのスクラブ（研磨）材に使用されているマイクロビーズなど、大きさが5mm以下のプラスチック片を「マイクロプラスチック」と呼びます。

マイクロプラスチックは表面に有害物質を吸着する性質があり、海洋生物に取り込まれて海洋生態系に悪影響を及ぼすことが危惧されています。

■マイクロプラスチックが海洋生物に取り込まれていく仕組み



(6) 外出

- ◇ できるだけ公共交通機関や自転車、徒歩など環境への負荷の少ない移動手段を選びましょう。
- ◇ 自動車を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。
- ◇ 自動車の運転をする時は、エコドライブを心がけ、安全運転をしましょう。
- ◇ 自家用車は、タイヤの空気圧などの点検を定期的に行い、良好な状態を保ちましょう。
- ◇ 喫煙者は喫煙可能な場所以外での喫煙や歩きタバコを行わないようにしましょう。
- ◇ 受動喫煙の健康被害について、理解を深めましょう。

(7) 買い物

- ◇ 量り売りやバラ売りを利用し、必要なものを必要な量だけ買いましょう。
- ◇ 過剰包装を断り、マイバッグを利用しましょう。
- ◇ 詰め替え用の製品を利用しましょう。
- ◇ エコマーク商品やリサイクル商品を積極的に購入、使用しましょう。
- ◇ ビール瓶や一升瓶の瓶などは、リユース製品を購入し、使用後の瓶は販売店へ返却しましょう。
- ◇ 地元の農産物を積極的に購入し、地産地消につとめましょう。
- ◇ 有機農法により作られた農作物や、環境保全型農業による農作物を率先して購入しましょう。
- ◇ 電化製品などを買う時、買い換える時は、省エネタイプの製品を選びましょう。
- ◇ フリーマーケットやリサイクルショップ、バザーやレンタルなどを積極的に利用しましょう。
- ◇ 地元の商店を積極的に利用しましょう。



(8) 取り入れる

- ◇ 下水道処理区域内では、公共下水道への接続につとめましょう。
- ◇ 道路の側溝等に生活排水を流さないようにしましょう。
- ◇ 環境に配慮した製品を購入、利用しましょう。
- ◇ 太陽光や蓄電池、太陽熱を利用できる設備を設置するなど、自然エネルギーの利用に取り組みましょう。
- ◇ ライフスタイルを見直し、省エネルギーと節水につとめましょう。
- ◇ 地下水のかん養をはかるため、雨水を地下に浸透させる施設（浸透ますや浸透トレンチなど）の設置に協力しましょう。
- ◇ 浄化槽の使用の際には、定期的な清掃や保守点検を行いましょう。
- ◇ 生垣の設置、自宅の庭への植樹、壁面緑化や屋上緑化などにより、町に緑を増やしましょう。

(9) 自然や生き物とふれあう

- ◇ 自然と触れ合う時のマナーを身につけましょう。
- ◇ 屋外でゴミを捨てることはせず、持ち帰りを徹底しましょう。
- ◇ 生き物にもっと関心を持ち、生態を知るようにしましょう。
- ◇ 町内に生息する生き物の調査や保護活動、自然観察会などに積極的に参加、協力し、自然環境や生態系の理解や認識を深めましょう。
- ◇ 自然の生態系を乱すような生き物を放すことはやめましょう。
- ◇ 野生動物にみだりに近づくことはやめましょう。
- ◇ 無責任な餌やりはやめましょう。
- ◇ ペットは最後まで責任をもって飼いましょう。
- ◇ ペットの散歩はマナーを守り、ふんの処理なども飼い主が責任を持って行いましょう。
- ◇ 近所の迷惑にならないよう、ペットの鳴き声や悪臭に注意を払いましょう。

(10) 学ぶ、参加・協力する

- ◇ 地球環境問題に関心を持ちましょう。
- ◇ 紫外線の人体への影響などを知り、適切な対策を講じましょう。
- ◇ 省資源・省エネルギー行動に関する新たな工夫や情報の収集につとめましょう。
- ◇ 不法投棄などによる環境汚染について関心を持ちましょう。
- ◇ 農業者との交流や農業体験、講習会などを通じ、農業への理解を深めましょう。
- ◇ 森林や川などが環境に果たす役割について学びましょう。
- ◇ 全町一斉清掃に、積極的に参加しましょう。
- ◇ 樹林地や緑地を美しく保つため、保全・保護活動に参加しましょう。
- ◇ 景観の保全に協力しましょう。
- ◇ 井戸や湧水の調査や保全に協力しましょう。
- ◇ 緑の募金などの緑を守る運動に協力しましょう。
- ◇ 私有地内の樹木・樹林・屋敷林などの保存につとめましょう。
- ◇ 町内会・自治会などが実施する資源回収活動に積極的に協力しましょう。
- ◇ 所有地を適切に管理し、不法投棄されないよう自衛策を講じましょう。
- ◇ 各家庭でごみの減量と資源化に取り組みましょう。
- ◇ 自発的に環境配慮行動ができるよう、地域や家庭、学校などで環境問題について話し合いましょう。

(11) その他

- ◇ 建物の新築、改築の際は、色彩の調和をはかり、周辺の景観に配慮しましょう。



3 事業者の環境配慮行動

1) 共通の項目

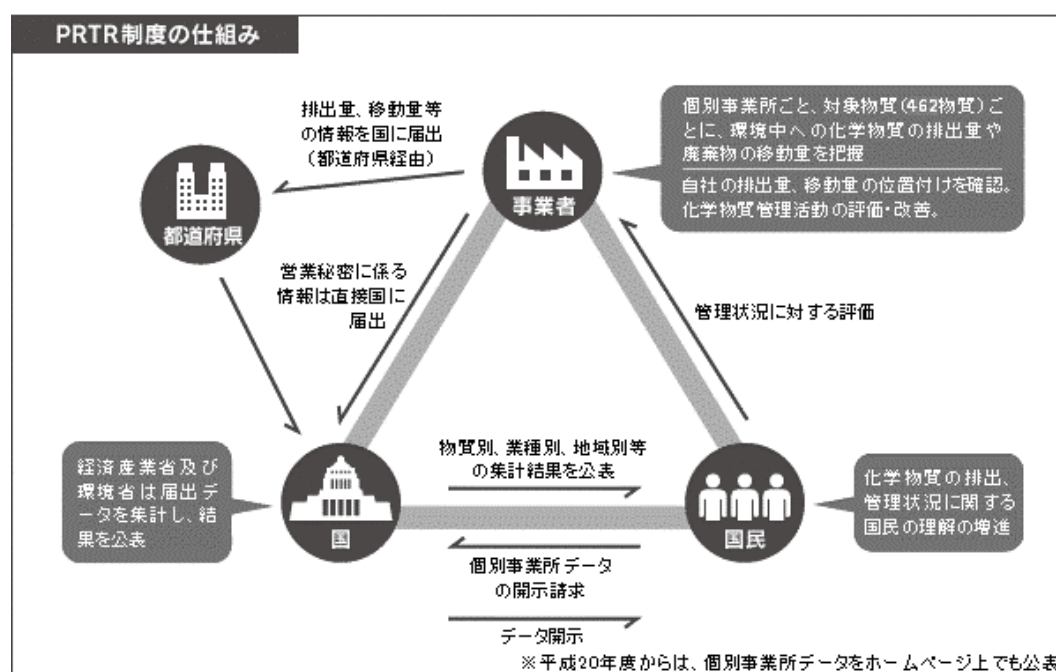
- ◇ 地下水のかん養をはかるため、事業所内に雨水を地下に浸透させる施設（浸透ますや浸透トレンチなど）の設置に協力しましょう。
- ◇ 敷地内に、雨水タンクや貯留施設を設置し、雨水の積極的利用に取り組みましょう。
- ◇ 施設を整備・改善し、有害な物質を排出しないようにつとめましょう。
- ◇ 周囲の景観や環境との調和を考慮した施設の計画を行いましょう。
- ◇ 建物の新築や改築時には、周辺環境に十分に配慮し、要請があれば関係者との協議の場を設けましょう。
- ◇ 店舗・事業所などにユニバーサルデザインを取り入れましょう。
- ◇ 施設、設備などは環境や省エネルギーに配慮した設計にするとともに、機器などの購入にあたっては環境負荷の少ない省エネルギー型のものを選択しましょう。
- ◇ 周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性のある開発事業などに関しては、十分な事前調査を行うとともに、情報公開を行いましょう。
- ◇ 自社の所有地に隣接する雑木林の清掃などの管理に協力しましょう。
- ◇ 自社の所有地に緩衝緑地帯としての植樹や生垣の設置を行い、緑化につとめましょう。
- ◇ 低公害車の積極的な導入をすすめましょう。
- ◇ 設備機器に対する消音器、防振ゴム・バネなどの防音・防振装置の設置、特定発生源の室内への設置、防音壁の設置などの防音・防振対策を行いましょう。
- ◇ 出入りの車両が道路を占用し、交通の妨害にならないよう、敷地内に駐車スペースを設けるなどの対策を講じましょう。
- ◇ 車両が緊急車両や避難の妨げにならないよう、事業所内に十分な駐車スペースを確保しましょう。
- ◇ 太陽光発電や蓄電池、燃料電池などの再生可能エネルギーの導入について検討しましょう。
- ◇ 施設から発生するばい煙などについて、適切な自主管理を行いましょう。
- ◇ 常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を行いましょう。
- ◇ 工場・事業所から発生する臭気が周辺に発散しないよう適切な対策を講じましょう。

- ◇ 屋外に向けての宣伝放送や営業活動は、周辺の住民への騒音の影響を十分配慮して行いましょう。
- ◇ 施設稼働の各工程において節水に心がけ、水を大切にしましょう。
- ◇ 屋外照明の設置、使用にあたっては、近隣への影響に注意しましょう。
- ◇ 駐車場などの附属施設の照明は、周辺環境に影響を与えていないかについて検証し、必要に応じて改善しましょう。
- ◇ 危険物を安全に保管・管理し、災害時に漏れや爆発などが生じないように、十分な対策を講じましょう。
- ◇ 設備の稼働に際し、節電を心がけましょう。
- ◇ 事務所内の室温は、冷房時は28℃を目安に、暖房時は20℃を目安に調節しましょう（無理のない範囲で取り組んでください）。
- ◇ 事業活動の各工程において、環境に配慮したエネルギーの有効利用を考えましょう。
- ◇ 有害化学物質や農薬などが土壌を汚染することがないように、厳重な管理を行いましょう。
- ◇ P R T R制度を通じ、有害化学物質についての情報を公開しましょう。
- ◇ 公共交通機関の利用や徒歩、自転車による通勤を奨励しましょう。
- ◇ 自動車を運転する時は、エコドライブを心がけ、安全運転をしましょう。
- ◇ 業務用車両や工事車両の出入りをする際は、騒音・振動の発生を抑制しましょう。
- ◇ ごみの野焼きはやめましょう。
- ◇ 使っていない部屋の消灯、使用しないパソコンの電源オフなど、事業所活動の節電に心がけましょう。
- ◇ 社員に対して、外出先でのごみの持ち帰り、ポイ捨ての禁止、ごみの分別についての啓発を定期的に行い、職場でのモラル向上をはかりましょう。
- ◇ ごみを搬出するまでの間、周辺に臭気が発散しないよう適切な対策を施して保管しましょう。
- ◇ フロンガスを使用した製品を廃棄する場合は、適切な処理を行う業者を選定し、引き渡しましょう。
- ◇ 廃棄物の出ない生産活動につとめ、事業活動によるごみの排出量を減らしましょう。
- ◇ 事業所内でのごみの減量やリサイクルについての啓発活動を自主的に実施しましょう。

- ◇ 町のゴミの分別ルールに対応するよう事業所内での分別ルールを定め、ごみの分別排出を徹底しましょう。
- ◇ 町民と一緒に、ボランティア活動に積極的に参加しましょう。
- ◇ 捨て看板などを街路樹や電柱に設置することはやめましょう。
- ◇ 事業所の安全対策や環境対策についての情報を公開しましょう。
- ◇ 所有地を適正に管理し、不法投棄されないよう自衛策を講じましょう。
- ◇ 全町一斉清掃に参加しましょう。
- ◇ 建物の解体・改修の際には、アスベスト飛散防止対策を行いましょう。

コラム5 PRTR

PRTR（Pollutant Release and Transfer Register：化学物質排出移動量届出制度）とは、行政、事業者、国民・NGOの各主体がそれぞれの立場から、また協力して環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいくために、有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みです。



出典：「PRTR インフォメーション広場」（環境省）、「PRTR 制度」（経済産業省）

(2) 農 業

- ◇ 肥料をまく際は、周辺に臭気が発散しないよう、気象状況などに考慮し、覆土を行うなどの適切な対策を行いましょう。
- ◇ 農薬や化学肥料は、適正に使用しましょう。
- ◇ 休耕地を意欲ある農業者に貸すなどの有効活用を行いましょう。
- ◇ 環境保全型農業を推進しましょう。
- ◇ 町の農業を守るため、子どもたちの農業体験や、地元の農産物を食する機会の創出に協力しましょう。
- ◇ 自然災害の防止に役立つ樹林地や農地などの緑地を保全しましょう。
- ◇ 農業用のポリマルチを使用する際は、なるべく生分解性のものを選びましょう。

(3) 建設業

- ◇ 建物の解体工事の際は、アスベスト対策を行いましょう。
- ◇ 建設工事や解体工事時には、低騒音・低振動の建設機械を使用しましょう。
- ◇ 建設廃材の適正処理や産業廃棄物のマニフェスト管理を実施し、不法投棄をやめましょう。
- ◇ 施設建設の際は、地域木材を積極的に使用しましょう。

(4) 製造・流通・サービス業

- ◇ リサイクル・リユースが可能な製品、材料を選びましょう。
- ◇ 簡易包装やバラ売り、量り売り、レジ袋の削減を実施しましょう。
- ◇ 環境に配慮した商品の品揃えを増やしましょう。
- ◇ 使用済み商品の回収を推進し、再利用につとめましょう。
- ◇ 再生原料及び再生品を利用した製品の製造、加工及び販売につとめましょう。
- ◇ 再利用を念頭においた商品開発及び販売を行いましょう。
- ◇ 食品の製造・販売業者は、調理場から出る生ごみや残飯の資源化を推進しましょう。
- ◇ 地域木材を使う製品などのアイデアを出し、地域木材の使用を推進しましょう。

第1章 計画の基本的事項	
第2章 基本目標と望ましい環境像	
第3章 望ましい環境像を実現するための取組	
第4章 重点プロジェクト	
第5章 環境配慮行動・指針	
第6章 計画の推進体制と進化管理	

第 6 章 計画の推進体制と進行管理

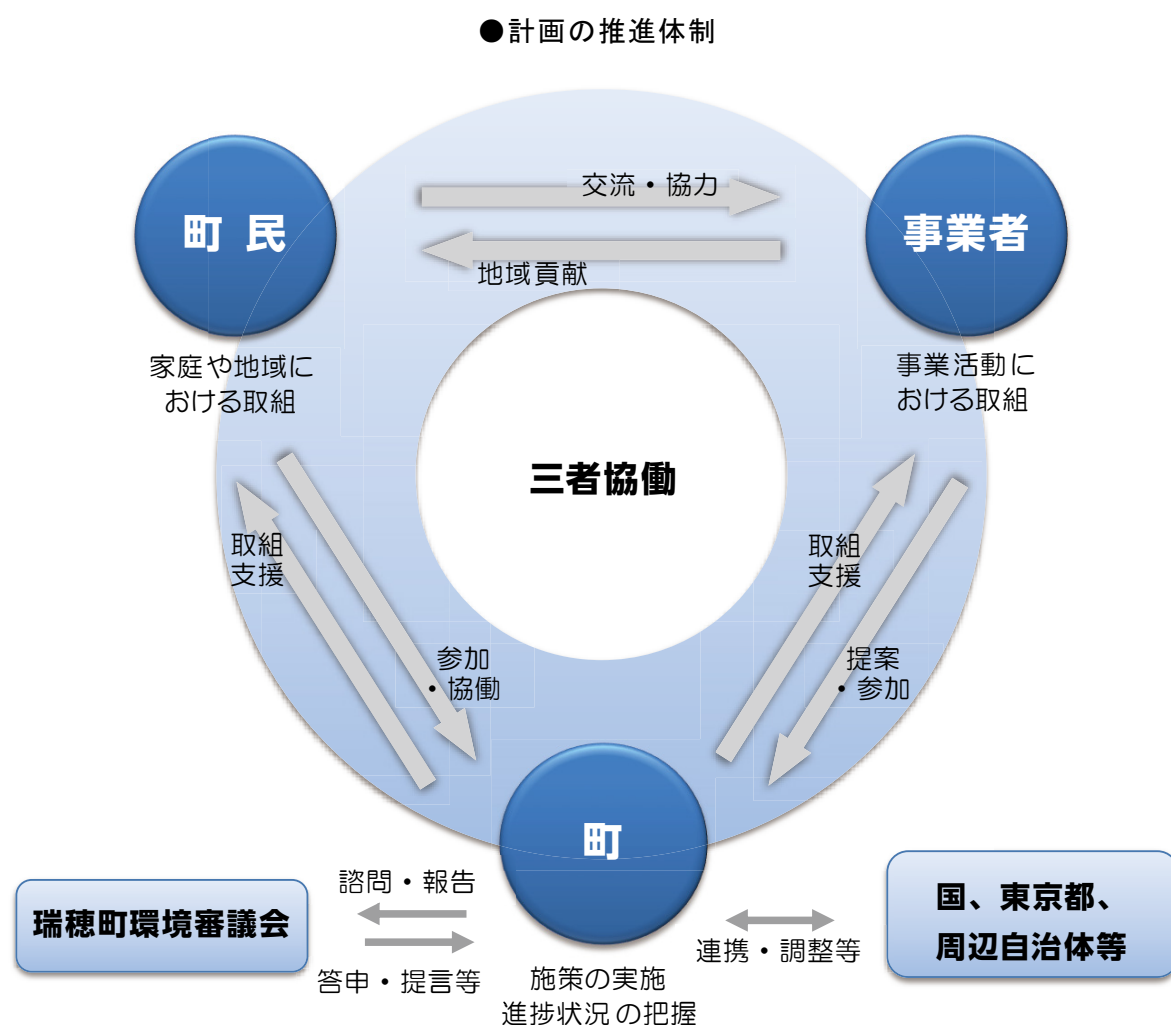
この章では、第 2 次計画を着実に推進していくための体制や、計画の進行管理方法について示しています。

1 計画の推進体制

(1) 計画の推進体制

第2次計画の実効性を高め、効果的な推進をはかるために、町、町民および事業者が協働しながら、それぞれの役割を自主的に果たすよう推進体制の整備につとめます。

町は、第2次計画の効率的な推進に向けて、各種施策の策定や事業計画の立案、事業の実施について庁内関係部署で協議を行うとともに、施策間の調整を行います。これらを効率的に実施していくため、町民、事業者を含めた推進体制の整備につとめます。



(2) 環境配慮行動の推進(町、町民及び事業者それぞれの推進)

町は、環境マネジメントシステムに基づき率先して環境配慮行動を実行し、望ましい環境像の実現に向けた施策・事業の推進にあたります。また、各種計画・施策の立案や推進に当たっては、第2次計画との整合性をはかります。

(3) 事業者、地域、民間団体のネットワーク化

町民（個人、団体を問わず）や事業者の主体的な活動を広げるとともに、地域のよりよい環境づくりのための活動の連携を促すため、町民・事業者による幅広い環境活動に係るネットワーク形成を支援します。具体的には、事業者や民間団体との連携による環境調査の実施、町内会・自治会や民間団体の連携による清掃活動の実施などに向けて、必要に応じて町が調整役となり、町民・事業者の自主的活動の推進を支援します。

(4) 国、東京都、周辺自治体などとの協力体制づくり

第2次計画の推進にあたっては、町を主体としながら、国や都、周辺自治体などへ計画の趣旨を伝えとともに協力を要請して、連携しながら計画を推進します。具体的な体制については、取組内容に応じて、環境審議会や関係者の意見を聴いて、決定していきます。

(5) 年次報告と財政上の措置

第2次計画を着実に実行するため、実施施策などに関する年次報告書を作成し、公表します。

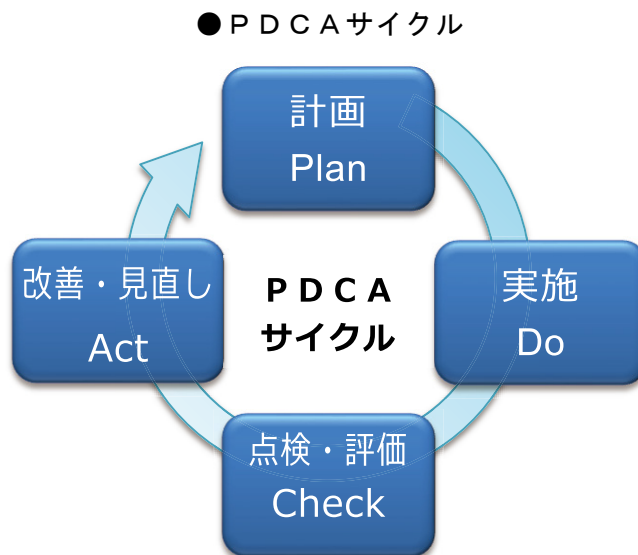
また、計画に掲げる施策を実施するために必要な財政上の措置や、その他の措置を講ずるものとします。

2 計画の進行管理

(1) 町の施策の実施状況の把握

第2次計画に掲げる施策を着実に推進していくために環境マネジメントシステムの考え方である計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）、改善・見直し（Act）というPDCAサイクルに基づき、本計画の進行管理を行います。

町は、環境の状況や施策・事業、重点プロジェクトの進捗状況を評価するため、環境目標・指標を把握していきます。



(2) 町民・事業者の取組状況の把握

町民・事業者の取組状況は、イベントへの参加者数（全町一斉清掃、フリーマーケットなど）については毎年確認できるものの、例えば省エネ行動の実施状況は、アンケート調査を行わなくては把握できません。そのため、これらの内容に関しては適切な時期に、アンケート調査を実施し、把握していくものとします。

(3) 計画の進捗状況の公表、見直し

第2次計画の進捗状況及び施策の実施状況に関しては、毎年、環境審議会へ報告するとともに広報みずほやホームページなどを利用して公表していきます。

環境審議会では、毎年の報告を受け、改善すべき点などの指摘を行うとともに、おおむね5年毎に見直し方針を提案します。

卷 末 資 料

- 資料 1 瑞穂町環境基本条例および施行規則
- 資料 2 策定経過
- 資料 3 用語解説集

資料1 瑞穂町環境基本条例および施行規則

○瑞穂町環境基本条例

平成19年3月15日

条例第12号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 環境の保全等に関する基本的施策（第7条—第14条）

第3章 瑞穂町環境審議会（第15条）

第4章 雑則（第16条）

附則

私たちのまち瑞穂町は、古くから青梅街道、日光街道の宿場町として栄え、狭山丘陵をはじめとした、緑豊かな自然環境を保ちつつ発展を続けてきました。

しかしながら、私たちの生活が物質的に豊かで便利になる一方で、大量の資源やエネルギーを消費することにより、大気汚染等生活環境の悪化と地球温暖化等自然環境の破壊を引き起こし、地球環境に多大な影響を及ぼそうとしています。

私たちは、このことを十分に認識し、私たちの生活や活動を環境にやさしい省資源型に改めるとともに、循環型社会システムを形成することによって、健康で安全かつ快適に暮らすことができる良好な環境を確保し、その環境を将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、すべての人々の協力のもと、豊かな環境を保全し創出するとともに、人と自然との共生をめざし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちをつくるため、ここに、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全、回復及び創出（以下「環境の保全等」という。）について基本理念を定め、瑞穂町（以下「町」という。）の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたり町民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる循環型社会を構築し、自然と共生した良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 循環型社会 廃棄物等の発生の抑制、資源の循環的な利用の促進及び適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化及びオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに人の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与するものをいう。
- (4) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であって、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等によって、人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全等は、町民が健康で安全かつ快適に暮らすことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全等は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることから、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、環境の保全等を図るため、次に掲げる事項に関し基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- (1) 公害の防止に関すること。
 - (2) 自然環境の保全及び人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
 - (3) 良好な景観の保全等に関すること。
 - (4) 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
 - (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関すること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。
- 2 町は、自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に積極的に努めなければならない。

- 3 町は、環境の保全等を図る上で町民及び事業者が果たす役割の重要性を考慮し、環境の保全等に関する施策に、これらの者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その日常生活において、環境への負荷を低減するとともに、公害の防止及び自然環境の適正な保全に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、町民は、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減に努めるとともに、その事業活動に伴って発生する公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、環境の保全等に自ら努めるとともに、町が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全等に関する基本的施策

(環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、瑞穂町環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全等に関する目標

(2) 環境の保全等に関する施策の基本方針

(3) 環境の保全等に関する配慮の指針

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 町長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ瑞穂町環境審議会の意見を聴くとともに、町民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 4 町長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての義務)

第8条 町長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

2 町長は、環境の保全等に関する施策について総合的に調整し、推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供等)

第9条 町は、環境の保全等に関する施策を推進するため、環境の保全等に関する情報の収集に努めるとともに、町民及び事業者の権利利益の保護に配慮しつつ、その情報を適切に提供するように努めるものとする。

(環境学習の推進)

第10条 町は、町民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるため、環境に関する学習を推進するものとする。

(自発的活動の促進)

第11条 町は、町民、事業者又はこれらの者で構成する団体が行う環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(監視、測定等)

第12条 町は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

2 町は、前項の規定により把握した環境の状況を公表するものとする。

(国、東京都等との協力)

第13条 町は、環境の保全等を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び東京都その他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全の推進)

第14条 町は、国等と連携し地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に関する施策を積極的に推進するものとする。

第3章 瑞穂町環境審議会

(環境審議会)

第15条 町の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、瑞穂町環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 環境の保全等の施策に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全等に関すること。

3 審議会は、前項に規定する事項及びその推進状況に関し、町長から報告を受け、必要に応じ町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

(1) 町民

(2) 事業者

(3) 学識経験者

5 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 瑞穂町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年条例第10号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(瑞穂町環境保全条例の一部改正)

第3条 瑞穂町環境保全条例（昭和48年条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

○瑞穂町環境基本条例施行規則

平成 19 年 5 月 31 日

規則第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瑞穂町環境基本条例（平成 19 年条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の人数)

第 2 条 条例第 15 条第 4 項各号に掲げる者の人数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数とする。

- (1) 町民 3 人以内
- (2) 事業者 3 人以内
- (3) 学識経験者 4 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項の瑞穂町環境審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、公開するものとする。ただし、審議会の決定によりこれを非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第 5 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、住民部環境課において処理する。

(平成20規則10・一部改正)

附 則

この規則は、平成19年6月1日から施行する

附 則（平成20年3月31日規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第5号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

資料２ 策定経過

年月日	内 容	備 考
令和6年 8月27日	庁内検討委員会設置要綱の制定	第2次瑞穂町環境基本計画に記載された環境施策関連部署の17名の部課長で構成
令和6年 9月20日	第1回環境審議会	第2次瑞穂町環境基本計画の改訂について
令和6年 9月30日	第1回庁内検討委員会（書面開催）	第2次瑞穂町環境基本計画の改訂について
令和6年 10月1日 ～11月29日	改訂作業の実施	各課で第2次瑞穂町環境基本計画の改訂部分の精査、進捗状況の確認、目標の見直し作業を実施
令和6年 11月1日 ～12月27日	改訂案の作成	各課で行った作業結果を取りまとめ、改訂案を作成
令和7年 2月17日	第2回庁内検討委員会（書面開催）	第2次瑞穂町環境基本計画の改訂案について確認及び修正箇所の意見伺い
令和7年 2月21日	第2回環境審議会	第2次瑞穂町環境基本計画の改訂案について確認及び修正箇所の意見伺い
令和7年 3月14日	改訂版の作成	庁内検討委員会及び環境審議会による修正を反映した改訂版の作成

令和 6 年度瑞穂町環境審議会委員名簿（敬称略）

氏 名	選 出 区 分	備 考
近 藤 静 子	公募町民	
中 川 順 夫	公募町民	
浜 崎 崇	公募町民	
上 野 勝	事業者	副会長
瀧 澤 正 英	事業者	
水 井 寛	事業者	
小 山 勝 壽	学識経験者	会長
照 井 浩 司	学識経験者	
前 田 憲 一	学識経験者	

資料3 用語解説集

【ア行】

アイドリングストップ

自動車の駐・停車時における不必要なエンジンの稼動を停止すること。大気汚染防止や騒音・悪臭防止とともに、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制できる。

I P C C (Intergovernmental Panel on Climate Change、アイ・ピー・シー・シー)

気候変動に関する政府間パネルのこと。人間の活動の影響による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的として、昭和63年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設立された組織。

アスベスト

天然に産する繊維状けい酸塩鉱物で「石綿(せきめん、いしわた)」のこと。以前は建築物において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていたが、昭和50年に原則禁止された。その後も、スレート材、断熱材等で使用されてきたが、現在では、製造が禁止されている。石綿は、飛び散り、吸い込むことで、悪性中皮腫や肺がんを引き起こすことが知られており、大気汚染防止法等で飛散防止や、ばく露防止が図られている。

アンモニア燃料

アンモニア(NH₃)は窒素と水素を含む燃料で、燃焼時にCO₂を排出しないため環境負荷が低いとされており、エネルギー密度が高く、液体として貯蔵・輸送が容易であることから、次世代のエネルギーキャリアとして注目されている。また、既存の燃焼技術や発電所での利用、燃料電池の燃料としても検討されている。

生垣設置事業

緑で潤う防災に強いまちづくりを推進するため、生垣を設置しようとする住民に対し、経費の一部を補助する制度。

一般廃棄物

家庭から出るごみやし尿など産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は市町村が一般廃棄物処理計画を定めて処理する。

雨水貯留浸透施設

雨水を一時的に貯めたり地下に浸透させたりして、下水道・河川への雨水流出量を抑制する施設。

雨水貯留施設には、公園や駐車場などの地表面に貯留するタイプと、建物の地下に貯留するタイプがある。貯留した雨水をポンプで汲み上げて散水などの雑用水として利用することもできる。

雨水浸透施設には、浸透ますや浸透トレンチ、透水性の舗装などの種類があり、水害を防止するとともに、地下水のかん養にも効果がある。

エコドライブ

温室効果ガス排出量の削減を目的とした環境に配慮した自家用車使用のこと。やさしい発進や加減速の少ない運転、早目のアクセルオフ、エアコンの使用を控えめにする、アイドリングストップなど。

エコマーク商品

様々な商品（製品及びサービス）の中で、生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品であり、エコマークが付けられているもの。

SDGs（Sustainable Development Goals、エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標。平成 27 年 9 月の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための包括的な 17 の目標と、その下にさらに細分化された 169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っているのが特徴。

NOx（Nitrogen Oxides、エヌ・オー・エックス）

窒素の酸化物のこと。大気汚染物質としては、一酸化窒素、二酸化窒素が主である。石油、石炭等の燃焼によって発生し、工場、ビル、自動車、家庭などから排出される。高温燃焼の過程でまず一酸化窒素のかたちで大気中に放出され、紫外線などにより酸素やオゾンなどと反応し二酸化窒素に酸化する。この反応はすぐに起こるものではないことから、大気中ではその混合物として存在している。

また、窒素酸化物は、光化学オキシダントや酸性雨の原因にもなる。なお、一酸化二窒素（亜酸化窒素）は温室効果ガスのひとつである。

NPO (Non-Profit Organization、エヌ・ピー・オー)

民間非営利組織。公益の増進に寄与する活動を行う、営利を目的としない民間組織。

LED (Light Emitting Diode、エル・イー・ディー)

発光ダイオード。順方向に電圧を加えた際に発光する半導体素子のこと。電球や蛍光灯に比べ電気消費量が少なく、寿命も圧倒的に長いことから、次世代の照明として期待されている。

温室効果ガス

地球から宇宙に放射される赤外線を吸収する性質を持つガスのこと。人間活動の拡大に伴い、温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、地球規模の気温の上昇、気候の変動などがもたらされる地球の温暖化が懸念されている。温室効果ガスとして、二酸化炭素 (CO_2)、メタン (CH_4) などがある。

【力行】

外来種

もともとその地域で生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のこと。ただし、自然の力で移動する渡り鳥、海流によって移動してくる魚や植物の種などは外来種ではない。

活性炭（かっせいたん）

木材、石炭などの原料を高温処理することで、原料の表面に非常に多くの細孔を開けて表面積を大きくし、吸着効率を高めた多孔質の物質のこと。浄水、脱臭、脱色、空気浄化などの幅広い用途がある。

カーボンニュートラル

二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出量から植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて合計を実質的にゼロにすること。なお、ここでいう排出量や吸収量とは人為的なものを指す。

カーボンニュートラル燃料

燃料の製造や使用などのライフサイクルにおいて大気中の CO_2 を増加させないエネルギーのこと。水素燃料、アンモニア燃料、SAFなどの種類がある。

環境基準

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条により定められた「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」。現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌汚染などについて定められている。この基準は環境施策をすすめる際の目標であり、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保をはかっていこうとするものである。

環境審議会

町の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するための審議会のこと。審議会は、町民、事業者、学識経験者から、町長が委嘱する委員 10 人以内をもって組織される。

環境マネジメントシステム

企業や団体などの組織が環境方針、目的・目標などを設定し、その達成に向けた取組を実施するための組織の計画・体制・プロセスなどのこと。国際的な環境マネジメントシステム規格として I S O 14001 がある。

環境ラベル

製品の環境への影響度をチェックして、一定の基準に合致するものに与えられるラベルのこと。多くの商品に適用され、環境への負荷が少ないものとそうでないものとが明確になる。

かん養

雨や川の水などの地表水が地中の帯水層に浸透し、地下水が供給されること。自然状態でのかん養量が少ない場合は、地盤沈下や湧水枯渇などの対策として、人為的にかん養を行う。

気候変動

温室効果の高まりによって地球の平均気温が上昇して地球温暖化が進み、地球全体の気候が変わること。人為的な温室効果ガスの排出が重大な要因とされている。

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）

C O P（コップ）とは、Conference of the Parties の略称。条約の最高意思決定機関である条約締約国会議のこと。ここでは、気候変動に関する国際連合枠組条約の締約国による会議を指す。平成 7 年にドイツのベルリンで第 1 回締約国会議（C O P 1）が開催されて以来、毎年開催されている。

平成 27 年 12 月、フランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（C O P 21）において、京都議定書に代わる新たな国際枠組みとなる「パリ協定」を含む C O P 決定が採択された。パリ協定では途上国を含め条約に加盟するすべての国・地域が責任を負うこととなった。また、世界共通の目標として産業革命前からの気温上昇を 2 度未満に抑え、さらに 1.5 度に収めるよう努力することが明記された。

丘陵地景観基本軸

東京都景観条例及び景観づくり基本方針に基づいて定めたもの。東京都全体から見て景観の骨格となる地域を指定したもので、重点的に景観づくりを進めていく地域。

丘陵地景観基本軸区域内では、良好な景観形成を誘導する目的で、一定規模以上の建築物や工作物の新改増築、開発行為、土砂採取などを行う場合には、事前に東京都知事あての届出が必要となる。

グリーンマーク商品

古紙の回収・利用の促進を図るため、古紙を原料に利用した製品であることを容易に識別できる目印として、財団法人古紙再生促進センターが昭和 56 年 5 月に制定したマーク。原則として古紙を 40%以上利用した製品。ただしトイレットペーパーとちり紙の場合は 100%、コピー用紙と新聞用紙の場合は 50%以上利用したもの。

クールスポット

地域緑化、樹林地等の保全、公園緑地等の整備、農地の保全・活用等による緑・水の確保、屋上・壁面緑化等を通じた地表面被覆の改善を通じて、緑の保全・創出、風の道の形成を進めていくことが重要である。人が通行や休憩等をする際の暑さを緩和するため、微細ミスト設備、散水設備、ひさし、緑などが配置された場所のことをいう場合もある。

経済センサス・活動調査報告

全産業分野の売上（収入）金額や、費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とした統計法に基づく基幹統計調査結果をまとめた政府刊行物のこと。

減農薬栽培

一般の場合に比べて農薬の使用量を減らすこと。また、農薬の中でも特に毒性の強いものを使用しないこと。

光化学オキシダント（O_x）

大気中のVOCやNO_xが紫外線を受けた際、光化学反応によって発生するオゾンなどをいう。高濃度になると粘膜や呼吸器など人体に影響を及ぼす。

光化学スモッグ

生成された光化学オキシダントが、気象条件により大気中で拡散されず滞留することで空が霞んで白いモヤがかかったような状態のこと。「目がチカチカする」、「喉が痛い」などの症状がでる場合がある。

高効率設備

従来の設備に比べてエネルギー効率が低い設備のこと。

耕作放棄地

農林業センサスにおいて「以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地」と定義されている。

国連持続可能な開発サミット

ニューヨークの国連本部において平成27年9月に開かれた、環境問題と持続可能な開発に関する国連主催の国際会議のこと。150を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択された。

【サ行】

再生可能エネルギー

エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。再生可能エネルギーは、資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない。

在来種

その土地に從來成育している固有の動物、植物の種。一般に在来種は江戸時代以前に存在した動物、植物を対象とする。

S A F (Sustainable Aviation Fuel)

持続可能な航空燃料の略で、従来のジェット燃料に代わる環境負荷の少ない航空燃料のこと。バイオマス、廃油、合成油などを原料とし、CO₂ 排出量を削減することが期待されており、既存の航空機とインフラで使用可能なため、持続可能な航空業界を目指して広く注目されている。

さやま花多来里の郷

敷地が 3,000 m²の斜面一面に、約 20 万株が咲き誇る都内随一のカタクリの群生地。

狭山近郊緑地保全区域

狭山近郊緑地保全区域は、首都圏の近郊整備地帯において良好な自然環境を有する緑地の保全や、無秩序な市街化を防止することを目的として、首都圏近郊緑地保全法に基づき、国土交通大臣の指定を受けている。近郊緑地保全区域内では、自然保護と土地利用との調和を図る目的で、一定規模以上の建築物や工作物の新改増築、土地形質の変更、土石等の採取及び木竹の伐採などを行う場合には、事前に東京都知事あての届出が必要となる。

残堀川水質調査会

立川市、武蔵村山市及び瑞穂町の 3 市町からなり、定期的に水質調査、生物調査を実施している。また、都に対する残堀川の改善要望などを行っている。

持続可能な開発のための 2030 アジェンダ

平成 27 年 9 月にニューヨーク・国連本部において開催された「国連持続可能な開発サミット」で、150 を超える加盟国首脳に参加のもと、その成果文書として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択された。このアジェンダは、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、宣言および目標（持続可能な開発目標〔SDGs〕）を掲げている。

持続可能な社会

現代の世代が、将来の世代の利益や要求を充足する能力を損なわない範囲内で環境を利用し、要求を満たしていこうとする理念。また、持続可能な開発が行われ持続可能性を持った社会を「持続可能な社会」ということがある。

循環型社会

①製品などが廃棄物になることが抑制される。②製品などが循環資源となる場合は適正に循環的な利用が行われる。③循環的な利用が行われない場合は適正に処分される。これらにより天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。

浄化槽（合併処理浄化槽、単独処理浄化槽）

し尿などを微生物の作用による腐敗または酸化分解などの方法によって処理し、公共用水域などに放流するための設備または施設。し尿のみを処理するものを単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（風呂や台所の排水、洗濯排水など）を併せて処理するものを合併処理浄化槽という。合併処理浄化槽は、単独浄化槽よりも水質汚濁物質の削減量が極めて多く、比較的安価で容易に設置できるため、公共下水道未整備区域などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

食品ロス

食品由来の廃棄物のうち、本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品のこと。家庭における食品ロスは、①消費期限・賞味期限切れなどにより、食事として使用・提供せずにそのまま捨ててしまう、②食事として使用・提供したが、食べ残して捨てる、③食べられる部分まで過剰に除去して捨ててしまうの3種類に分けられる。

暑熱環境

身体に影響を与える夏の暑さ環境のこと。夏の街なかで熱く感じるのは、気温に加え、周りの建物・道路等から熱を受けるためである。屋外や半屋外などを対象とし、光や水、風などの自然の力を活かして暑さをコントロールする対策手法がある。

人材リスト（瑞穂町総合人材リスト）

瑞穂町の各地域で、多くの人々が互いに生涯学習活動やまちづくり活動を学びあえるよう、さまざまな知識や経験を持つ人材の情報を収集したリスト。

浸透性舗装

舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のこと。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果がある。

浸透トレンチ、浸透ます

降った雨をその場で地中へ浸透させることにより、流出抑制効果のみならず、地下に還元することにより都市の水循環の改善を目的とする雨水浸透施設。

水素燃料

水素ガス（ H_2 ）をエネルギー源とする燃料のこと。燃焼時に CO_2 を排出せず、水（ H_2O ）のみを生成するため、クリーンエネルギーとして注目されており、燃料電池車（FCV）や工業用途のほか、発電や暖房用途でも利用が推進されている。

3R（スリーアール）

環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための3つの取組（リデュース、リユース、リサイクル）の頭文字をとったもの。リデュース（REDUCE）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、リユース（REUSE）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、リサイクル（RECYCLE）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用することで、リデュース、リユース、リサイクルの順番で取り組むことが求められている。

生物多様性

一般には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念のこと。

総資源化率（ごみの資源化率）

収集や持ち込まれたごみのうち、どれだけ資源化されたかの割合。リサイクル率ともいう。

【タ行】

第1種区域

自衛隊や在日米軍の航空機の離発着等に伴う騒音が著しいと認めて防衛大臣が指定する区域。騒音の強度、発生回数および時刻などを考慮し区分したものであり、WECPNL（加重等価継続感覚騒音レベル）75以上（新基準においてはLden〔時間帯補正等価騒音レベル〕62以上）の区域。住宅防音工事の助成対象区域とされている。

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称。塩素を含む物質を焼却することなどにより発生する。主に食べ物と飲み水から体内に取り込まれる。猛毒であり、発がん性や催奇形性が強いとされ、環境ホルモンとしての作用もある化学物質。

代替フロン

特定フロン（クロロフルオロカーボン：CFC、ハイドロクロロフルオロカーボン：HCFC）の代わりに使用されるフロン（ハイドロフルオロカーボン：HFC）。オゾン層破壊係数はゼロだが、温室効果が高い。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われている。

河川での大腸菌群数の環境基準値は類型別に定められており、「50 MPN／100 ml以下」～「5,000 MPN／100 ml以下」となっている。

大腸菌数

令和4年4月より水質汚濁に係る環境基準の見直しが行われ、大腸菌群数に代わり大腸菌数が新たな指標として使われることとなった。河川での大腸菌数の環境基準値は類型別に定められており、「20 CFU／100 ml以下」～「1,000 CFU／100 ml以下」となっている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画。温室効果ガスの排出抑制及び吸収の量に関する目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されている。

令和3年10月22日に閣議決定された同計画は、COP21でパリ協定が採択されたことを受け、平成28年5月13日に閣議決定された同計画を5年ぶりに改訂したもので、新たな削減目標として、日本は令和12年度において、温室効果ガスを平成25年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく事を掲げている。

地球温暖化対策実行計画

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体が策定するものとされている計画。計画には、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の抑制等を推進するための計画である事務事業編、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出抑制等を推進するための総合的な計画である区域施策編の2つがある。

チップ化

一般に小片をチップという。剪定枝を小片化することにより、路面材や土壌改良材（堆肥化）等により再利用される。

低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気、太陽光、エタノールなどを動力源とする車が開発されている。

低炭素社会

地球温暖化を防ぐため、二酸化炭素やメタンなどの温暖化ガスを極力排出しない経済社会像のこと。石油などの化石燃料に過度に頼らずに自然エネルギーを活用し、大量生産・大量消費社会から循環型社会へ脱却することを意味する。

適応策

既に起こりつつある、あるいは今後起こり得る地球温暖化による影響への備えとして、自然や人間社会のあり方を調整する対策のこと。例えば、治水対策や熱中症予防、感染症対策、農作物の高温障害対策や栽培種の変更、生態系の保全などがある。

出前講座

瑞穂町生涯学習まちづくり出前講座。ボランティア講師による各種講座の開設や、町が実施している施策の説明など、いつでもどこでも気軽に学習できる機会を提供し、協働して生涯学習によるまちづくりを推進していくもの。

電気自動車

ガソリン自動車はガソリンをエンジンで燃焼させ、車を駆動させるのに対して、電気自動車は電動モーターで車を駆動させる。

東京たま広域資源循環組合

昭和 55 年 11 月に、一般廃棄物最終処分場の設置と管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域 25 市 1 町で構成されている。

特定フロン

オゾン層を破壊し、かつ、温室効果の非常に高いフロン（クロロフルオロカーボン：CFC 及びハイドロクロロフルオロカーボン：HCFC）のこと。

ドライ型ミスト発生装置

細かい霧を発生させ、その水滴の気化熱によって冷涼感が得られる装置。

【ナ行】

内分泌攪乱物質（環境ホルモン）

内分泌かく乱作用を持つ化学物質のこと。国の見解では「内分泌系に影響を及ぼすことにより、生体に障害や有害な影響を引き起こす外因性の化学物質」としている。

燃料電池

水素と空気中の酸素を反応させ、直接電気へ変換して発電するシステム。利用の段階では水しか排出しない。

燃料電池自動車

燃料電池を搭載した電気自動車のこと。ガソリン駆動車に比べてエネルギー効率が特徴。排出されるのは水だけで、 CO_2 や NO_x 、 SO_x などの温室効果ガス・大気汚染物質が排出されないため、「究極のエコカー」とも言われている。

ノー（NO）レジ袋・マイバッグ運動

循環型社会の実現に向け、住民、事業者の協力を得て、ごみの減量と地球資源の節約のための取組。消費行動からごみに対する意識、環境意識を持ち、マイバッグを持って出かけ、余計なレジ袋をもらわない、環境にやさしいライフスタイルを構築するための運動。

【ハ行】

ハイブリッド自動車

内燃機関エンジンと電池との両方を組み合わせ、双方の利点を生かして全体のエネルギー効率を向上させた自動車を指す。省エネルギー効果があるほか、 NO_x や黒煙の排出も低減されるという特徴がある。なお、コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車をプラグインハイブリッド自動車といい、PHVまたはPHEVと略される。

花植え運動

環境美化を目的とし、町内会や児童・生徒達の手によって公園や道路などにその季節の色とりどりの花を植える運動。

パリ協定

平成27年12月の気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において採択され、平成28年11月4日に発効した。「主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること」等が義務付けられ、また、世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも 2°C 高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに、工業化以前よりも 1.5°C 高い水準までのものに制限するための努力を認識して継続すること、気候変動の悪影響に適応する能力を高

めること、などが掲げられている。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）

大気中に浮遊する粒子状物質（Particulate Matter）のうち、粒径 2.5 μm 以下のものを指す。肺の奥深くまで入りやすく呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

ヒートアイランド現象

二酸化炭素（CO₂）などの「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、地球の気温が上昇する現象のこと。

PFAS

人工的に作られた有機フッ素化合物の総称。水や油をはじき、熱にも強い性質を持っているため、さまざまな製品に使われてきた。しかし自然界で分解されにくいことや人への有害性が指摘され、現在では各国で規制が進められている。

VOC（揮発性有機化合物）

塗料や印刷インク等の有機溶剤として使用され、蒸発しやすく大気中で気体となる有機化合物の総称。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が該当する。

不老川流域対策推進協議会

不老川流域の川越市、所沢市、狭山市、入間市、瑞穂町の4市1町が、流域内の急激な都市化と近年の異常気象に伴う降雨への対応として、雨水対策などを推進していくための組織。雨水、治水対策として、各戸への雨水浸透ますの設置や公共施設での雨水の貯留の推進、関係機関への要望活動などを実施。

フロン

クロロフルオロカーボン（炭素、フッ素、塩素の化合物）の通称。化合物的に安定しており人体に無害であるが、成層圏に達すると強い太陽光線で分解された塩素原子を放出し、オゾン層を破壊する。その結果、地上に到達する紫外線量が増加し、皮膚がんの増加や異常気象をもたらすおそれがある。

ポケットパーク

道路わきや街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園または休憩所。

保存樹木・保存樹林地制度

町内に点在する大きな樹木、そして屋敷林や平地林などの樹林地を所有する人へ奨励金を交付する制度。基準で定めた樹木や樹林地を、所有者の申請により5年間の保存協定を結ぶ。所有者は通常の管理をし、年度末に奨励金を交付するとともに、保存指定をした樹木などには標識を設置する。

【マ行】

マスタープラン

基本的な方針を定めた計画のこと。

みずほエコパーク

町民の健康を増進し、リサイクルと環境学習を推進することを目的として設置された公園で、生態や環境を学ぶことを意味するエコロジーとのかかわりが深いことから、名称をエコパークとした。ウッドチップ散策路やドッグランがあり、定期的にみずほ青空市（フリーマーケット）の開催も行っている。

瑞穂町宅地開発等指導要綱

町における無秩序な宅地開発などを防止し、良好な市街地の形成を図るため、開発行為などを行う事業主に対して協力と応分の負担を要請し、公共・公益施設の整備を促進し、緑豊かな自然と都市機能が調和した快適な生活環境の実現を図ることを目的とした要綱。

緑の基金

緑地の保全及び緑化の推進に必要な資金に充てるため、条例（瑞穂町緑の基金条例）により設置された基金。

【ヤ行】

有機栽培

①化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない、②遺伝子組換え技術を利用しない、③栽培に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培方法のこと。

遊休農地

農地法において、①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地、②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）と定義され、農地の有効利用に向けて、遊休農地に関する措置を講ずべき農地のこと。

ユニバーサルデザイン

文化や言語、国籍の違い、老若男女といった差異や、障害、能力の有無を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のことをいう。対象を障がい者に限定しない点で、バリアフリーとは異なる。

【ラ行】

リユース

一度使用したものをそのままの形で再び使用することであり、日本語では再使用のこと。

冷媒

冷凍機・冷房機内を循環して、圧縮による液化・放熱、気化・吸熱を繰り返し、冷却する媒体として用いられる物質のこと。

エアコンの場合、室内機と室外機を結ぶ配管の中で循環しているガスを指し、このガスを圧縮して熱したり、膨らませて冷やしたりすることで配管の温度を変え、そこに風を当てて温風や冷風を出す。このため、圧縮などによって化学変化しにくい性質が求められる。これまで、冷蔵庫やクーラーではフロン系の冷媒が広く用いられてきた。

レジリエント

英単語の「resilient」で、「弾力のある」、「回復力のある」などの意味。ここでは、「強靱」という意味で用いられる。

第 2 次瑞穂町環境基本計画 一 改訂版 一

令和 7（2025）年 3 月

発行：瑞穂町

企画・編集：住民部環境課

〒190-1292 東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ヶ崎 2335 番地

T E L 042-557-0544 F A X 042-556-3401

e-mail kankyo@town.mizuho.tokyo.jp



リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。



